

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課

課 長	施設管理課	担 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事

2 工事場所 兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39 (国立淡路青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和7年3月25日 (火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) □印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける (　　号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む ◎構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。 ◎携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。 ◎構内より分岐できる。 ・さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
 - 工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立淡路青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	組
敷地状況写真	サービス判	カラードラフ	1組
工事写真	サービス判	カラードラフ	1組
完成写真	サービス判	カラードラフ	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り仮製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。

・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。

- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から1回以内に支払うものとする。

(8) ~~請負代金の前払い~~

~~公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- ~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合には、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録
この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録すること。
- (2) 公共事業労務費調査への協力
毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼するがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。
なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。
- (3) 建設業退職金共済制度について
- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
 - ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。
- ~~(4) 工事成績評定について~~
~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付内閣府令第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~
- ~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~
~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
- ~~① ワンデーレスponsとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~

~~日のうちに~~回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「~~その日のうちに~~」することを含むものとする。

② 受注者は、実施工工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) ~~建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

① ~~本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

ア ~~建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

イ ~~監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は二級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定品目と同じであること。~~

ウ ~~監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

エ ~~同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

- ~~一體性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす~~
- ~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。~~
- ~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
② 目的以外の使用は禁止とすること。
③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。
なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。
① 必要な機器・ソフトウェア等の導入
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。
② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事

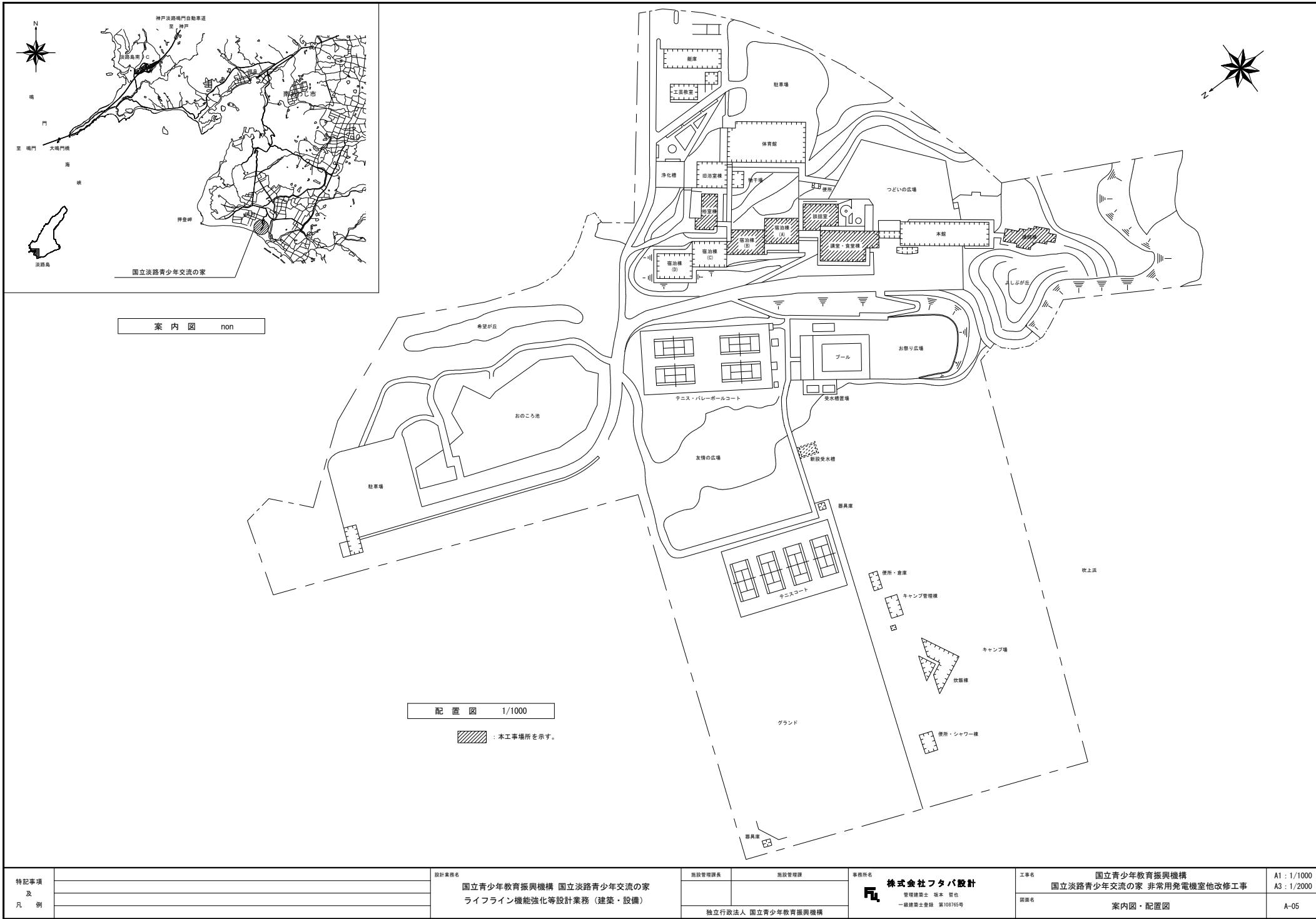
図面リスト					
No	図面名称	縮尺	No	図面名称	縮尺
A-00	表紙・図面リスト	NON	A-11	談話棟 便所廻り平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-01	特記仕様書①	NON	A-12	宿泊A棟 便所廻り平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-02	特記仕様書②	NON	A-13	宿泊B棟 便所廻り平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-03	特記仕様書③	NON	A-14	食堂棟 非常用発電機室廻り平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-04	特記仕様書④・工事区分表	NON	A-15	食堂棟 非常用発電機室廻り始計図(改修前・改修後)	A1:1/30 A3:1/60
A-05	案内図・配置図	A1:1/1000 A3:1/2000	A-16	講堂・食堂棟 建具配置図・建具表(改修前・改修後)	A1:1/200, 50 A3:1/400, 100
A-06	講師棟 平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-17	トイレスーブル詳細図(改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-07	講堂・食堂棟・地階・1階平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-18	食堂棟 非常用発電機室廻り展開図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-08	談話棟 平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-19	部分詳細図	A1:1/10, 15, 20 A3:1/10, 20, 30, 40
A-09	宿泊A棟 平面図	A1:1/100 A3:1/200	A-20	浴室棟 ポイラー廻り平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-10	宿泊B棟 平面図	A1:1/100 A3:1/200			

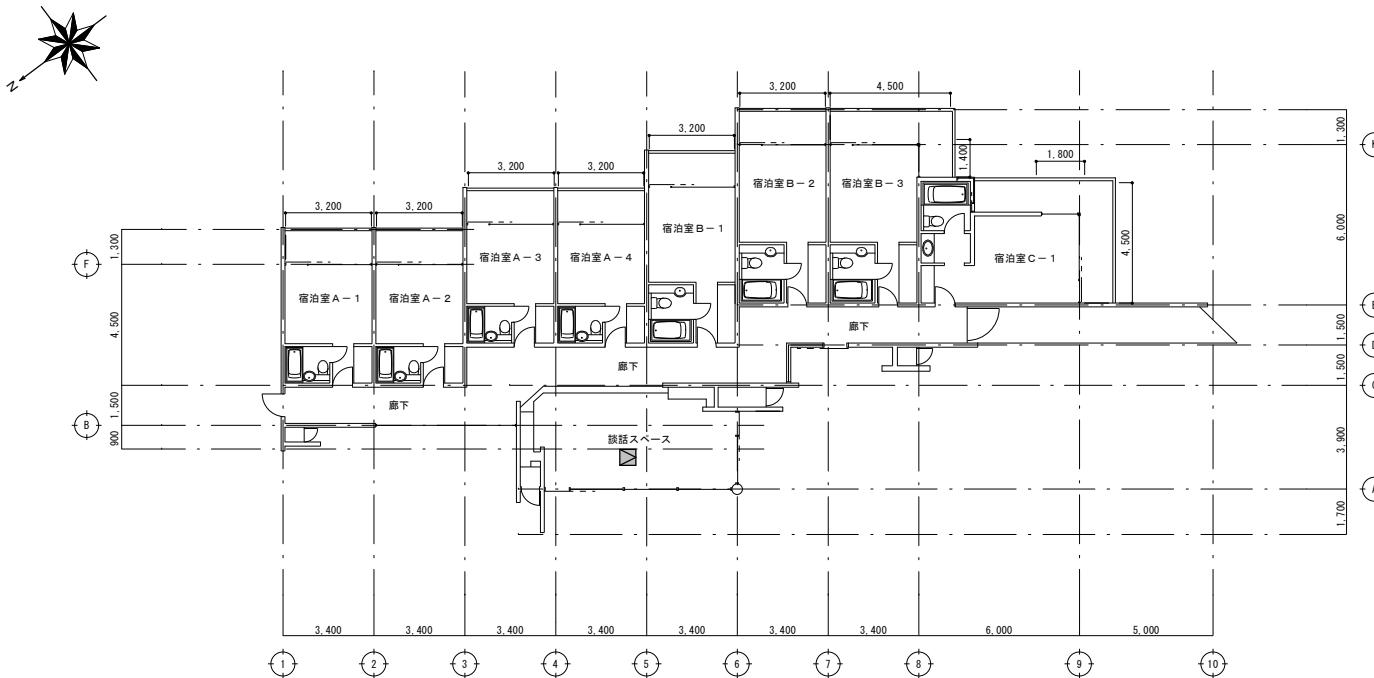
令和 6 年度
独立行政法人国立青少年教育振興機構

特記事項 及 凡 例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 岩木 貴也 一般建築士登録 第100765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A1: NON A3: NON
					図面名 表紙・図面リスト	A-00
		独立行政法人 国立青少年教育振興機構				

国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事																																																																																																																																																																																																																												
<p>工事概要</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 工事名 称</td> <td colspan="3">国立青少年教育振興機構国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事</td> </tr> <tr> <td>2. 工事場所</td> <td colspan="3">兵庫県洲本市元市町方舟町757-3-9</td> </tr> <tr> <td>3. 地域・地区</td> <td colspan="3">用途 地域：都市計画区域内（区分区域非設定） 防災 地域：指定なし その他の区域等：国立公園内第2種特別地域</td> </tr> <tr> <td>4. 工事概要</td> <td colspan="3">新規 建築率：60% / 指定容積率：200%</td> </tr> <tr> <td>5. 関係面積</td> <td colspan="3">163.661.00m²</td> </tr> <tr> <td>6. 工期</td> <td colspan="3">契約書による</td> </tr> </table>				1. 工事名 称	国立青少年教育振興機構国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事			2. 工事場所	兵庫県洲本市元市町方舟町757-3-9			3. 地域・地区	用途 地域：都市計画区域内（区分区域非設定） 防災 地域：指定なし その他の区域等：国立公園内第2種特別地域			4. 工事概要	新規 建築率：60% / 指定容積率：200%			5. 関係面積	163.661.00m ²			6. 工期	契約書による																																																																																																																																																																																																			
1. 工事名 称	国立青少年教育振興機構国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事																																																																																																																																																																																																																											
2. 工事場所	兵庫県洲本市元市町方舟町757-3-9																																																																																																																																																																																																																											
3. 地域・地区	用途 地域：都市計画区域内（区分区域非設定） 防災 地域：指定なし その他の区域等：国立公園内第2種特別地域																																																																																																																																																																																																																											
4. 工事概要	新規 建築率：60% / 指定容積率：200%																																																																																																																																																																																																																											
5. 関係面積	163.661.00m ²																																																																																																																																																																																																																											
6. 工期	契約書による																																																																																																																																																																																																																											
<p>特記仕様書</p> <p>※ 各項目は○印を採用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th colspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">1 一般共通事項</td> <td>① 通用範囲</td> <td colspan="2">○この特記仕様書は、「国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事」に適用する。 ○国交省及び財務省仕様書に記載されている項目は、国土交通省大臣官房土木政策課監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和4年版、国土交省令第2号「建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和2年版(以下、標準仕様書)による。</td> </tr> <tr> <td>② 施工者の資格</td> <td colspan="2">○施工者の資格は原則として次の順位とする。 ① 施工会社 (②から④に対するもの) ② 施工監理者 ③ 施工監査者 ④ 施工監査 ⑤ 標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>③ 工事の記録</td> <td colspan="2">○工事実績は、(社) 公共建築協会「工事実績記録ガイドブック」(建築工事編) 最新版による。</td> </tr> <tr> <td>④ 施工管理</td> <td colspan="2">○施工管理人は本現場に常駐勤務すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 施工監理技術者</td> <td colspan="2">○建設法第2条の基準により、監理技術者及び主任技術者の有資格者は適切に配置すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 電気保安技術者</td> <td colspan="2">○必要に応じて、電気保安技術者を選任すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 施工中の安全衛生及び環境保全</td> <td colspan="2">○工事施工に際しては、作業者の安全衛生及び公害等の防止は、関係法令に基づき適切に処理すると共に、特に次の事項を遵守しなければならない。 1. 第三者への影響を及ぼさない 2. 火災及び公害の防止に努める 3. 災害や害の恐がるる場合は、その処理について監督職員と協議して適切に処理を行う。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 交通安全管理制度</td> <td colspan="2">○文部選考課は、道の駅出入口に常時最低1名以上を配置する。 ○コンクリート設置場所や砂利出入口などの工事車両が多い、機械搬入などの周辺道路への影響が想される場合には、主要交差点に交通誘導標を設置するなど、交通安全対策を実行すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 材料の品質等</td> <td colspan="2">○文部選考課の位置については、監督職員と打ち合わせを行い、承諾を得て上で、適切に実行すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩ 材料の検査等</td> <td colspan="2">○上材料、金属類及び建具において、監督職員が表示するものについてはその色等の見本を提出する。 ○委託検査所に、施工図面及び基本用紙の原稿を提出し、監督職員が実測でできるようする。 ○監督職員が表示するかは監督職員の確認を受け、監督職員の確認を受けなければならない。</td> </tr> <tr> <td>⑪ 技術検査</td> <td colspan="2">○下記項目について監督職員の立会い及び検査を受けなければならず。 なお、候補に選ばれた者は必ず受け入れる旨を記す。 ○施工時に於ける監督立会 ○施工監査 ○監督職員の監査立会 ○施工監査(必要に応じて各工事の完了時に) ○施工監査 ○各種検査立会 ○工事完了検査(竣工検査)</td> </tr> <tr> <td>⑫ 施工圖</td> <td colspan="2">○工事施工に際しては、設計図面を実測、寸法を確認の上、設計図面に基づき遼なく施工を作成し、監督職員の実測を得たのち施工する。 ○実測結果は監督職員の確認に依り、頂取後はその眞實を認定する。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 実証後の真實</td> <td colspan="2">○書面にて提出し、監督職員の確認、承認を受けること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 質疑事項</td> <td colspan="2">○設計図面に標示的な部分を表示した場合、これに準ずる他の部分も標示的な部分に見合って施工するものとする。</td> </tr> <tr> <td>⑮ 經験的変更</td> <td colspan="2">○限りあるための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。 ○より、取扱いのための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。</td> </tr> <tr> <td>⑯ 近隣への対応</td> <td colspan="2">○騒音、振動、塵埃、飛散物、地盤下沈、道路損害、進行障害、その他近隣に対し影響が発生しないよう十分対策を行ふと共に各種法令を遵守し、隣接者公介の指導を受けて施工にあたり、工事完成に支障がないよう努めること。</td> </tr> <tr> <td>特記事項及凡例</td> <td colspan="3"> <p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）</p> <p>施設管理課長 施設管理課 事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士：坂本 博也 一級建築士登録 第108765号</p> <p>独立行政法人 国立青少年教育振興機構</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>4 改善アスファルトシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・MAS工法</td> <td>・AS-1 → AS-2 → AS-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・AS-4 → AS-5 → AS-6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・AS-1 → AS-1 → AS-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>MAS1, WAS1及びPOS1工法の防湿層 → 設ける → 設けない MAS1, POS1, WAS1, MAS1及びPMS1工法の剥離装置 ※設けない → 設ける</p> <p>5 合成高分子系ルーフィングシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> <td>使用分類</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> <td>※歩道</td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SSC工法</td> <td>・S-F1 → S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SS1工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・S-W1 → S-W2 ・S-W2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>剥離装置 → 設ける → 設けない 自走式剥離装置 Pコロナリーハウジング → 設ける ・機械開閉式工法の引抜試験を行なう (RC, 絶コン, ALC下地)</p> <p>6 逆膜防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> </tr> </table> <p>7 剥離装置</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>材質</td> <td>設置数量</td> </tr> <tr> <td>・平張剥離型</td> <td>・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> <tr> <td>・立上り剥離型</td> <td>・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> </table> <p>シーリング</p> <table border="1"> <tr> <td>シーリング改修工法の種別</td> <td>シーリング材の種類</td> </tr> <tr> <td>・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法</td> <td>() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる</td> </tr> <tr> <td>シリジング材の種類</td> <td>シリジング材の種類 (記号)</td> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td>シリジング材 (記号)</td> </tr> <tr> <td>窓枠</td> <td>合成シリコン系</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td>ポリウレタン系</td> </tr> </table> <p>ブリッジ工法</p> <table border="1"> <tr> <td>ボンドブリッジ</td> <td>・接着する ・エッジブリッジ</td> </tr> <tr> <td>接着性試験</td> <td>※標準接着性試験 (部位) :</td> </tr> </table> <p>9 とい</p> <p>とのりの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 記載用鋼管 - 硬質アルミニウム (- VP - RP - RP) <p>鋼製金具の取付箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行う (第二回以降は改修仕様表3.8.5による) - 鋼製金具 (ハーフループ)を放散量 → 改修対象外 - 第三種 - とのりの取付箇所に於ける - 製金具 (標準仕様表3.5.6 (2) による) - ステンレス鋼表面シーリングブリッジ取替 <p>ルーフプレン</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・A-C型屋根 (アーチ型)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (単純屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> </table> <p>10 アルミニウム製蓋板</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>最厚肉厚 (mm)</td> <td>表面処理</td> <td>固定方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.6</td> <td>※A-1は ※標準方法及び ・B-1型</td> <td>・A-1 ・B-1型</td> <td>コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.0</td> <td>※B-1 ・B-2型</td> <td>・B-1 ・B-2型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>2.0</td> <td>・B-2型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z100型</td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>木材折曲げ形の木筋の取付方法</p> <p>※露出</p> <p>11 断板蓋</p> <table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td>形状 (mm)</td> <td>材料 (规格等)</td> <td>軸先面形状</td> <td>耐火性能</td> </tr> <tr> <td>※ねじ込み式</td> <td>山高 ()</td> <td>※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等</td> <td>※30分 ・なし</td> </tr> <tr> <td>・ねじ込み式</td> <td>・山高 ()</td> <td>・ニクロム-耐候性鋼等</td> <td>・なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・厚さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>※0.6 ~ 0.8</td> <td>AJ150</td> <td>() mm</td> <td>耐火性能 () 時間 ・なし</td> </tr> </table> <p>4 外壁改修工事 関連事項 (省略)</p> </td> </tr> </table>				章	項目	特記事項		1 一般共通事項	① 通用範囲	○この特記仕様書は、「国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事」に適用する。 ○国交省及び財務省仕様書に記載されている項目は、国土交通省大臣官房土木政策課監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和4年版、国土交省令第2号「建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和2年版(以下、標準仕様書)による。		② 施工者の資格	○施工者の資格は原則として次の順位とする。 ① 施工会社 (②から④に対するもの) ② 施工監理者 ③ 施工監査者 ④ 施工監査 ⑤ 標準仕様書		③ 工事の記録	○工事実績は、(社) 公共建築協会「工事実績記録ガイドブック」(建築工事編) 最新版による。		④ 施工管理	○施工管理人は本現場に常駐勤務すること。		⑤ 施工監理技術者	○建設法第2条の基準により、監理技術者及び主任技術者の有資格者は適切に配置すること。		⑥ 電気保安技術者	○必要に応じて、電気保安技術者を選任すること。		⑦ 施工中の安全衛生及び環境保全	○工事施工に際しては、作業者の安全衛生及び公害等の防止は、関係法令に基づき適切に処理すると共に、特に次の事項を遵守しなければならない。 1. 第三者への影響を及ぼさない 2. 火災及び公害の防止に努める 3. 災害や害の恐がるる場合は、その処理について監督職員と協議して適切に処理を行う。		⑧ 交通安全管理制度	○文部選考課は、道の駅出入口に常時最低1名以上を配置する。 ○コンクリート設置場所や砂利出入口などの工事車両が多い、機械搬入などの周辺道路への影響が想される場合には、主要交差点に交通誘導標を設置するなど、交通安全対策を実行すること。		⑨ 材料の品質等	○文部選考課の位置については、監督職員と打ち合わせを行い、承諾を得て上で、適切に実行すること。		⑩ 材料の検査等	○上材料、金属類及び建具において、監督職員が表示するものについてはその色等の見本を提出する。 ○委託検査所に、施工図面及び基本用紙の原稿を提出し、監督職員が実測でできるようする。 ○監督職員が表示するかは監督職員の確認を受け、監督職員の確認を受けなければならない。		⑪ 技術検査	○下記項目について監督職員の立会い及び検査を受けなければならず。 なお、候補に選ばれた者は必ず受け入れる旨を記す。 ○施工時に於ける監督立会 ○施工監査 ○監督職員の監査立会 ○施工監査(必要に応じて各工事の完了時に) ○施工監査 ○各種検査立会 ○工事完了検査(竣工検査)		⑫ 施工圖	○工事施工に際しては、設計図面を実測、寸法を確認の上、設計図面に基づき遼なく施工を作成し、監督職員の実測を得たのち施工する。 ○実測結果は監督職員の確認に依り、頂取後はその眞實を認定する。		⑬ 実証後の真實	○書面にて提出し、監督職員の確認、承認を受けること。		⑭ 質疑事項	○設計図面に標示的な部分を表示した場合、これに準ずる他の部分も標示的な部分に見合って施工するものとする。		⑮ 經験的変更	○限りあるための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。 ○より、取扱いのための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。		⑯ 近隣への対応	○騒音、振動、塵埃、飛散物、地盤下沈、道路損害、進行障害、その他近隣に対し影響が発生しないよう十分対策を行ふと共に各種法令を遵守し、隣接者公介の指導を受けて施工にあたり、工事完成に支障がないよう努めること。		特記事項及凡例	<p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）</p> <p>施設管理課長 施設管理課 事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士：坂本 博也 一級建築士登録 第108765号</p> <p>独立行政法人 国立青少年教育振興機構</p>			<p>4 改善アスファルトシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・MAS工法</td> <td>・AS-1 → AS-2 → AS-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・AS-4 → AS-5 → AS-6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・AS-1 → AS-1 → AS-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>MAS1, WAS1及びPOS1工法の防湿層 → 設ける → 設けない MAS1, POS1, WAS1, MAS1及びPMS1工法の剥離装置 ※設けない → 設ける</p> <p>5 合成高分子系ルーフィングシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> <td>使用分類</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> <td>※歩道</td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SSC工法</td> <td>・S-F1 → S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SS1工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・S-W1 → S-W2 ・S-W2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>剥離装置 → 設ける → 設けない 自走式剥離装置 Pコロナリーハウジング → 設ける ・機械開閉式工法の引抜試験を行なう (RC, 絶コン, ALC下地)</p> <p>6 逆膜防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> </tr> </table> <p>7 剥離装置</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>材質</td> <td>設置数量</td> </tr> <tr> <td>・平張剥離型</td> <td>・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> <tr> <td>・立上り剥離型</td> <td>・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> </table> <p>シーリング</p> <table border="1"> <tr> <td>シーリング改修工法の種別</td> <td>シーリング材の種類</td> </tr> <tr> <td>・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法</td> <td>() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる</td> </tr> <tr> <td>シリジング材の種類</td> <td>シリジング材の種類 (記号)</td> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td>シリジング材 (記号)</td> </tr> <tr> <td>窓枠</td> <td>合成シリコン系</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td>ポリウレタン系</td> </tr> </table> <p>ブリッジ工法</p> <table border="1"> <tr> <td>ボンドブリッジ</td> <td>・接着する ・エッジブリッジ</td> </tr> <tr> <td>接着性試験</td> <td>※標準接着性試験 (部位) :</td> </tr> </table> <p>9 とい</p> <p>とのりの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 記載用鋼管 - 硬質アルミニウム (- VP - RP - RP) <p>鋼製金具の取付箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行う (第二回以降は改修仕様表3.8.5による) - 鋼製金具 (ハーフループ)を放散量 → 改修対象外 - 第三種 - とのりの取付箇所に於ける - 製金具 (標準仕様表3.5.6 (2) による) - ステンレス鋼表面シーリングブリッジ取替 <p>ルーフプレン</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・A-C型屋根 (アーチ型)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (単純屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> </table> <p>10 アルミニウム製蓋板</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>最厚肉厚 (mm)</td> <td>表面処理</td> <td>固定方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.6</td> <td>※A-1は ※標準方法及び ・B-1型</td> <td>・A-1 ・B-1型</td> <td>コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.0</td> <td>※B-1 ・B-2型</td> <td>・B-1 ・B-2型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>2.0</td> <td>・B-2型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z100型</td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>木材折曲げ形の木筋の取付方法</p> <p>※露出</p> <p>11 断板蓋</p> <table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td>形状 (mm)</td> <td>材料 (规格等)</td> <td>軸先面形状</td> <td>耐火性能</td> </tr> <tr> <td>※ねじ込み式</td> <td>山高 ()</td> <td>※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等</td> <td>※30分 ・なし</td> </tr> <tr> <td>・ねじ込み式</td> <td>・山高 ()</td> <td>・ニクロム-耐候性鋼等</td> <td>・なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・厚さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>※0.6 ~ 0.8</td> <td>AJ150</td> <td>() mm</td> <td>耐火性能 () 時間 ・なし</td> </tr> </table> <p>4 外壁改修工事 関連事項 (省略)</p>				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	厚さ (mm)	施工箇所	・MAS工法	・AS-1 → AS-2 → AS-3			・WAS工法	・AS-4 → AS-5 → AS-6			・POS工法				・WMS工法				・WAD工法	・AS-1 → AS-1 → AS-2			・PMS工法				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率	使用分類	・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー	※歩道	・PMS工法	・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3				・SSC工法	・S-F1 → S-F2				・SS1工法	・S-1F1 → S-1F2				・WAS工法	・S-W1 → S-W2 ・S-W2				・WAD工法	・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率	・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー	種類	材質	設置数量	・平張剥離型	・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所	・立上り剥離型	・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所	シーリング改修工法の種別	シーリング材の種類	・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法	() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる	シリジング材の種類	シリジング材の種類 (記号)	施工箇所	シリジング材 (記号)	窓枠	合成シリコン系	目地	ポリウレタン系	ボンドブリッジ	・接着する ・エッジブリッジ	接着性試験	※標準接着性試験 (部位) :	種別	施工箇所	・A-C型屋根 (アーチ型)		・B-L型屋根 (単純屋根)		・B-L型屋根 (複数屋根)		・B-L型屋根 (複数屋根)		種別	最厚肉厚 (mm)	表面処理	固定方法	備考	・Z50型	1.6	※A-1は ※標準方法及び ・B-1型	・A-1 ・B-1型	コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。	・Z50型	1.0	※B-1 ・B-2型	・B-1 ・B-2型		・Z50型	2.0	・B-2型			・Z100型	()				形式	形状 (mm)	材料 (规格等)	軸先面形状	耐火性能	※ねじ込み式	山高 ()	※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等	※30分 ・なし	・ねじ込み式	・山高 ()	・ニクロム-耐候性鋼等	・なし		・かんじき形	・厚さ (mm)	・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	・厚さ (mm)	・厚さ (mm)	・かんじき形	※0.6 ~ 0.8	AJ150	() mm	耐火性能 () 時間 ・なし
章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																										
1 一般共通事項	① 通用範囲	○この特記仕様書は、「国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事」に適用する。 ○国交省及び財務省仕様書に記載されている項目は、国土交通省大臣官房土木政策課監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和4年版、国土交省令第2号「建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和2年版(以下、標準仕様書)による。																																																																																																																																																																																																																										
	② 施工者の資格	○施工者の資格は原則として次の順位とする。 ① 施工会社 (②から④に対するもの) ② 施工監理者 ③ 施工監査者 ④ 施工監査 ⑤ 標準仕様書																																																																																																																																																																																																																										
	③ 工事の記録	○工事実績は、(社) 公共建築協会「工事実績記録ガイドブック」(建築工事編) 最新版による。																																																																																																																																																																																																																										
	④ 施工管理	○施工管理人は本現場に常駐勤務すること。																																																																																																																																																																																																																										
	⑤ 施工監理技術者	○建設法第2条の基準により、監理技術者及び主任技術者の有資格者は適切に配置すること。																																																																																																																																																																																																																										
	⑥ 電気保安技術者	○必要に応じて、電気保安技術者を選任すること。																																																																																																																																																																																																																										
	⑦ 施工中の安全衛生及び環境保全	○工事施工に際しては、作業者の安全衛生及び公害等の防止は、関係法令に基づき適切に処理すると共に、特に次の事項を遵守しなければならない。 1. 第三者への影響を及ぼさない 2. 火災及び公害の防止に努める 3. 災害や害の恐がるる場合は、その処理について監督職員と協議して適切に処理を行う。																																																																																																																																																																																																																										
	⑧ 交通安全管理制度	○文部選考課は、道の駅出入口に常時最低1名以上を配置する。 ○コンクリート設置場所や砂利出入口などの工事車両が多い、機械搬入などの周辺道路への影響が想される場合には、主要交差点に交通誘導標を設置するなど、交通安全対策を実行すること。																																																																																																																																																																																																																										
	⑨ 材料の品質等	○文部選考課の位置については、監督職員と打ち合わせを行い、承諾を得て上で、適切に実行すること。																																																																																																																																																																																																																										
	⑩ 材料の検査等	○上材料、金属類及び建具において、監督職員が表示するものについてはその色等の見本を提出する。 ○委託検査所に、施工図面及び基本用紙の原稿を提出し、監督職員が実測でできるようする。 ○監督職員が表示するかは監督職員の確認を受け、監督職員の確認を受けなければならない。																																																																																																																																																																																																																										
⑪ 技術検査	○下記項目について監督職員の立会い及び検査を受けなければならず。 なお、候補に選ばれた者は必ず受け入れる旨を記す。 ○施工時に於ける監督立会 ○施工監査 ○監督職員の監査立会 ○施工監査(必要に応じて各工事の完了時に) ○施工監査 ○各種検査立会 ○工事完了検査(竣工検査)																																																																																																																																																																																																																											
⑫ 施工圖	○工事施工に際しては、設計図面を実測、寸法を確認の上、設計図面に基づき遼なく施工を作成し、監督職員の実測を得たのち施工する。 ○実測結果は監督職員の確認に依り、頂取後はその眞實を認定する。																																																																																																																																																																																																																											
⑬ 実証後の真實	○書面にて提出し、監督職員の確認、承認を受けること。																																																																																																																																																																																																																											
⑭ 質疑事項	○設計図面に標示的な部分を表示した場合、これに準ずる他の部分も標示的な部分に見合って施工するものとする。																																																																																																																																																																																																																											
⑮ 經験的変更	○限りあるための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。 ○より、取扱いのための変更、または多少の負担の増減、軽微な変更は該負担額の範囲内において施工するものとする。																																																																																																																																																																																																																											
⑯ 近隣への対応	○騒音、振動、塵埃、飛散物、地盤下沈、道路損害、進行障害、その他近隣に対し影響が発生しないよう十分対策を行ふと共に各種法令を遵守し、隣接者公介の指導を受けて施工にあたり、工事完成に支障がないよう努めること。																																																																																																																																																																																																																											
特記事項及凡例	<p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）</p> <p>施設管理課長 施設管理課 事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士：坂本 博也 一級建築士登録 第108765号</p> <p>独立行政法人 国立青少年教育振興機構</p>																																																																																																																																																																																																																											
<p>4 改善アスファルトシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・MAS工法</td> <td>・AS-1 → AS-2 → AS-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・AS-4 → AS-5 → AS-6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・AS-1 → AS-1 → AS-2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>MAS1, WAS1及びPOS1工法の防湿層 → 設ける → 設けない MAS1, POS1, WAS1, MAS1及びPMS1工法の剥離装置 ※設けない → 設ける</p> <p>5 合成高分子系ルーフィングシート防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> <td>使用分類</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> <td>※歩道</td> </tr> <tr> <td>・PMS工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SSC工法</td> <td>・S-F1 → S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SS1工法</td> <td>・S-1F1 → S-1F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAS工法</td> <td>・S-W1 → S-W2 ・S-W2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・WAD工法</td> <td>・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>剥離装置 → 設ける → 設けない 自走式剥離装置 Pコロナリーハウジング → 設ける ・機械開閉式工法の引抜試験を行なう (RC, 絶コン, ALC下地)</p> <p>6 逆膜防水</p> <table border="1"> <tr> <td>防水改修工法の種別</td> <td>新規防水層の種別</td> <td>施工箇所</td> <td>仕上げ材費率</td> </tr> <tr> <td>・POS工法</td> <td>・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2</td> <td>壁上</td> <td>・シルバー ・カラー</td> </tr> </table> <p>7 剥離装置</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>材質</td> <td>設置数量</td> </tr> <tr> <td>・平張剥離型</td> <td>・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> <tr> <td>・立上り剥離型</td> <td>・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂</td> <td>() #当たり1箇所</td> </tr> </table> <p>シーリング</p> <table border="1"> <tr> <td>シーリング改修工法の種別</td> <td>シーリング材の種類</td> </tr> <tr> <td>・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法</td> <td>() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる</td> </tr> <tr> <td>シリジング材の種類</td> <td>シリジング材の種類 (記号)</td> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td>シリジング材 (記号)</td> </tr> <tr> <td>窓枠</td> <td>合成シリコン系</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td>ポリウレタン系</td> </tr> </table> <p>ブリッジ工法</p> <table border="1"> <tr> <td>ボンドブリッジ</td> <td>・接着する ・エッジブリッジ</td> </tr> <tr> <td>接着性試験</td> <td>※標準接着性試験 (部位) :</td> </tr> </table> <p>9 とい</p> <p>とのりの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 記載用鋼管 - 硬質アルミニウム (- VP - RP - RP) <p>鋼製金具の取付箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行う (第二回以降は改修仕様表3.8.5による) - 鋼製金具 (ハーフループ)を放散量 → 改修対象外 - 第三種 - とのりの取付箇所に於ける - 製金具 (標準仕様表3.5.6 (2) による) - ステンレス鋼表面シーリングブリッジ取替 <p>ルーフプレン</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・A-C型屋根 (アーチ型)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (単純屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B-L型屋根 (複数屋根)</td> <td></td> </tr> </table> <p>10 アルミニウム製蓋板</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>最厚肉厚 (mm)</td> <td>表面処理</td> <td>固定方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.6</td> <td>※A-1は ※標準方法及び ・B-1型</td> <td>・A-1 ・B-1型</td> <td>コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。</td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>1.0</td> <td>※B-1 ・B-2型</td> <td>・B-1 ・B-2型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z50型</td> <td>2.0</td> <td>・B-2型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Z100型</td> <td>()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>木材折曲げ形の木筋の取付方法</p> <p>※露出</p> <p>11 断板蓋</p> <table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td>形状 (mm)</td> <td>材料 (规格等)</td> <td>軸先面形状</td> <td>耐火性能</td> </tr> <tr> <td>※ねじ込み式</td> <td>山高 ()</td> <td>※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等</td> <td>※30分 ・なし</td> </tr> <tr> <td>・ねじ込み式</td> <td>・山高 ()</td> <td>・ニクロム-耐候性鋼等</td> <td>・なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)</td> <td>・厚さ (mm)</td> <td>・厚さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>・かんじき形</td> <td>※0.6 ~ 0.8</td> <td>AJ150</td> <td>() mm</td> <td>耐火性能 () 時間 ・なし</td> </tr> </table> <p>4 外壁改修工事 関連事項 (省略)</p>				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	厚さ (mm)	施工箇所	・MAS工法	・AS-1 → AS-2 → AS-3			・WAS工法	・AS-4 → AS-5 → AS-6			・POS工法				・WMS工法				・WAD工法	・AS-1 → AS-1 → AS-2			・PMS工法				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率	使用分類	・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー	※歩道	・PMS工法	・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3				・SSC工法	・S-F1 → S-F2				・SS1工法	・S-1F1 → S-1F2				・WAS工法	・S-W1 → S-W2 ・S-W2				・WAD工法	・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3				防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率	・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー	種類	材質	設置数量	・平張剥離型	・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所	・立上り剥離型	・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所	シーリング改修工法の種別	シーリング材の種類	・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法	() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる	シリジング材の種類	シリジング材の種類 (記号)	施工箇所	シリジング材 (記号)	窓枠	合成シリコン系	目地	ポリウレタン系	ボンドブリッジ	・接着する ・エッジブリッジ	接着性試験	※標準接着性試験 (部位) :	種別	施工箇所	・A-C型屋根 (アーチ型)		・B-L型屋根 (単純屋根)		・B-L型屋根 (複数屋根)		・B-L型屋根 (複数屋根)		種別	最厚肉厚 (mm)	表面処理	固定方法	備考	・Z50型	1.6	※A-1は ※標準方法及び ・B-1型	・A-1 ・B-1型	コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。	・Z50型	1.0	※B-1 ・B-2型	・B-1 ・B-2型		・Z50型	2.0	・B-2型			・Z100型	()				形式	形状 (mm)	材料 (规格等)	軸先面形状	耐火性能	※ねじ込み式	山高 ()	※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等	※30分 ・なし	・ねじ込み式	・山高 ()	・ニクロム-耐候性鋼等	・なし		・かんじき形	・厚さ (mm)	・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	・厚さ (mm)	・厚さ (mm)	・かんじき形	※0.6 ~ 0.8	AJ150	() mm	耐火性能 () 時間 ・なし																																																													
防水改修工法の種別	新規防水層の種別	厚さ (mm)	施工箇所																																																																																																																																																																																																																									
・MAS工法	・AS-1 → AS-2 → AS-3																																																																																																																																																																																																																											
・WAS工法	・AS-4 → AS-5 → AS-6																																																																																																																																																																																																																											
・POS工法																																																																																																																																																																																																																												
・WMS工法																																																																																																																																																																																																																												
・WAD工法	・AS-1 → AS-1 → AS-2																																																																																																																																																																																																																											
・PMS工法																																																																																																																																																																																																																												
防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率	使用分類																																																																																																																																																																																																																								
・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2 ・S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー	※歩道																																																																																																																																																																																																																								
・PMS工法	・S-1F1 → S-1F2 ・S-1M1 → S-1M2 ・S-1M3																																																																																																																																																																																																																											
・SSC工法	・S-F1 → S-F2																																																																																																																																																																																																																											
・SS1工法	・S-1F1 → S-1F2																																																																																																																																																																																																																											
・WAS工法	・S-W1 → S-W2 ・S-W2																																																																																																																																																																																																																											
・WAD工法	・S-1M1 → S-1W2 ・S-1W3																																																																																																																																																																																																																											
防水改修工法の種別	新規防水層の種別	施工箇所	仕上げ材費率																																																																																																																																																																																																																									
・POS工法	・S-1F1 → S-2F2 ・S-2F2 → S-3M2	壁上	・シルバー ・カラー																																																																																																																																																																																																																									
種類	材質	設置数量																																																																																																																																																																																																																										
・平張剥離型	・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所																																																																																																																																																																																																																										
・立上り剥離型	・合成ゴム ・塗装ビニル樹脂 ・アクリル樹脂	() #当たり1箇所																																																																																																																																																																																																																										
シーリング改修工法の種別	シーリング材の種類																																																																																																																																																																																																																											
・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法 ・シリジング充填工法	() #以下以降は 改修仕様表3.7.IIによる																																																																																																																																																																																																																											
シリジング材の種類	シリジング材の種類 (記号)																																																																																																																																																																																																																											
施工箇所	シリジング材 (記号)																																																																																																																																																																																																																											
窓枠	合成シリコン系																																																																																																																																																																																																																											
目地	ポリウレタン系																																																																																																																																																																																																																											
ボンドブリッジ	・接着する ・エッジブリッジ																																																																																																																																																																																																																											
接着性試験	※標準接着性試験 (部位) :																																																																																																																																																																																																																											
種別	施工箇所																																																																																																																																																																																																																											
・A-C型屋根 (アーチ型)																																																																																																																																																																																																																												
・B-L型屋根 (単純屋根)																																																																																																																																																																																																																												
・B-L型屋根 (複数屋根)																																																																																																																																																																																																																												
・B-L型屋根 (複数屋根)																																																																																																																																																																																																																												
種別	最厚肉厚 (mm)	表面処理	固定方法	備考																																																																																																																																																																																																																								
・Z50型	1.6	※A-1は ※標準方法及び ・B-1型	・A-1 ・B-1型	コート部、突起部等の 表面は本体製造所の仕様に ある。																																																																																																																																																																																																																								
・Z50型	1.0	※B-1 ・B-2型	・B-1 ・B-2型																																																																																																																																																																																																																									
・Z50型	2.0	・B-2型																																																																																																																																																																																																																										
・Z100型	()																																																																																																																																																																																																																											
形式	形状 (mm)	材料 (规格等)	軸先面形状	耐火性能																																																																																																																																																																																																																								
※ねじ込み式	山高 ()	※表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	※あり ・山高 ・山高+凹凸 ・山高+斜面 ・山高+斜面+凹凸等	※30分 ・なし																																																																																																																																																																																																																								
・ねじ込み式	・山高 ()	・ニクロム-耐候性鋼等	・なし																																																																																																																																																																																																																									
・かんじき形	・厚さ (mm)	・表面被覆鋼板 (アルミニウム等)	・厚さ (mm)	・厚さ (mm)																																																																																																																																																																																																																								
・かんじき形	※0.6 ~ 0.8	AJ150	() mm	耐火性能 () 時間 ・なし																																																																																																																																																																																																																								

5 建 造 改 修 工 事	① 改修工法	<table border="1"> <tr><td>被覆の種類</td><td>かぶせ工法</td><td>剥去工法</td><td>適用箇所</td></tr> <tr><td>-アルミニウム被覆鋼</td><td>○</td><td></td><td>※被覆者による・露光</td></tr> <tr><td>-鋼被覆</td><td>・外部 ・内部</td><td></td><td>※被覆者による・露光</td></tr> <tr><td>-鋼被覆屋根</td><td></td><td></td><td>※被覆者による・露光</td></tr> <tr><td>-ステンレス被覆</td><td></td><td></td><td>※被覆者による・露光</td></tr> </table>	被覆の種類	かぶせ工法	剥去工法	適用箇所	-アルミニウム被覆鋼	○		※被覆者による・露光	-鋼被覆	・外部 ・内部		※被覆者による・露光	-鋼被覆屋根			※被覆者による・露光	-ステンレス被覆			※被覆者による・露光			
被覆の種類	かぶせ工法	剥去工法	適用箇所																						
-アルミニウム被覆鋼	○		※被覆者による・露光																						
-鋼被覆	・外部 ・内部		※被覆者による・露光																						
-鋼被覆屋根			※被覆者による・露光																						
-ステンレス被覆			※被覆者による・露光																						
2. 見本の製作等	- 特殊な建物の板張（違忤符号：)																								
3 防犯建物等	3. 防犯建物等	- 通用する（適用箇所は被覆工具による）																							
	④ アルミニウム製被覆																								
6 内 装 改 修 工 事	性質等被覆	外方に面する被覆	種別区分	水密性	施工箇所																				
	- A類	SI=4	SI=3	SI=4	SI=70																				
	- B類	SI=5																							
	- C類	SI=8	A=4	W=5	100																				
	防音アクリル、防熱サッシ、 断熱アクリル、断熱サッシ、 耐震アクリルセット	- 通用する（被覆性等の基準：)																							
	表面処理	外側に面する被覆	被覆性等の基準																						
	- A類	SI=3	SI=2																						
	- B類	SI=5																							
	- C類	SI=8	A=4	W=5																					
	防音アクリル、防熱サッシ、 断熱アクリル、断熱サッシ、 耐震アクリルセット	- 通用する（被覆性等の基準：)																							
	窓戸																								
	防音の材質	- 合成樹脂類 ○ガラス繊維入り合成樹脂、 - ステンレス製 (SUS316) 形式																							
	⑤ 鋼製被覆工具	被覆工具等の被覆、被覆工具による 外側に面する被覆の被覆性等の適性は被覆工具による																							
	6 鋼製経量被覆	被覆性空型△アセットの通用は被覆工具による																							
	7 ステンレス製被覆	被覆性空型△アセットの通用は被覆工具による 被覆工具の被覆性等の適性は被覆工具による																							
	8 木製被覆	木製の被覆 木の上葺き 新規取付木被覆、被覆工具による 被覆工具の被覆性等の適性は被覆工具による																							
	9 木	表面仕上げの度	- A類 ● SI=8 規格未達成木被覆による	- B類																					
		被覆工具入材の木材の含水率	規格未達成	- B類																					
		被覆工具材木	- 使用する（使用箇所：)																						
	10 材合被覆	材合被覆材の品質の基準 造作材合面の品質の基準 代用則例を用いない所	- 使用標準化基準	- A類 ● SI=8 規格未達成																					
	11 合成樹脂被覆	合成樹脂被覆材の被覆工法	- 被覆性の工法	- 目見工法																					
	12 玻璃被覆	被覆性の被覆材による被覆性被覆 被覆工具による被覆性被覆	- 被覆性の被覆工具	- 表示未記載																					
	13 鉛垂被覆	鉛垂の被覆性被覆	- 被覆性の被覆工具	- 表示未記載																					
	14 オーバーハードドア	ドアの被覆	- ベンザーオーバー																						
	15 ガラス	被覆性の被覆、露さは被覆工具による ガラス工具	- シリング板、 - フレーム、 - ガラス																						
7 施 設 工 事	1. 施設被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	2. 水密性被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	3. 防火被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	4. 電線管被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	5. 壁紙被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	6. シール被覆等	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	7. リノベーション	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	8. 施設内装	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	9. 建築改修	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	10. その他	被覆の被覆 被覆材の被覆 被覆材の被覆	被覆性の被覆 被覆性の被覆	被覆性の被覆																					
	11. 設計事項 及 凡 例	設計事項名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長	施設管理課																				
				事務所名	株式会社フタバ設計																				
				工事名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室改修工事																				
				関係者名	特記仕様書(2)																				
				AIA : A02	35																				

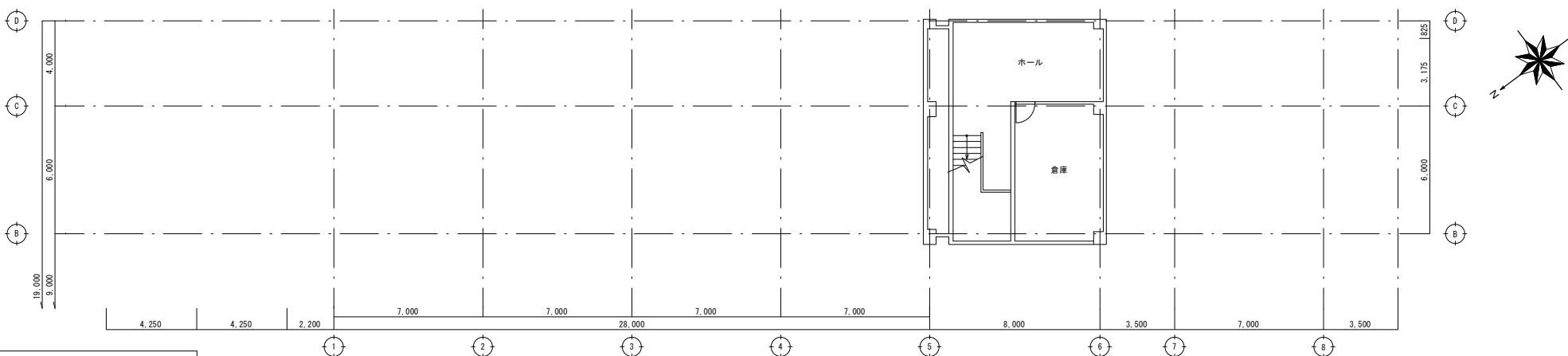
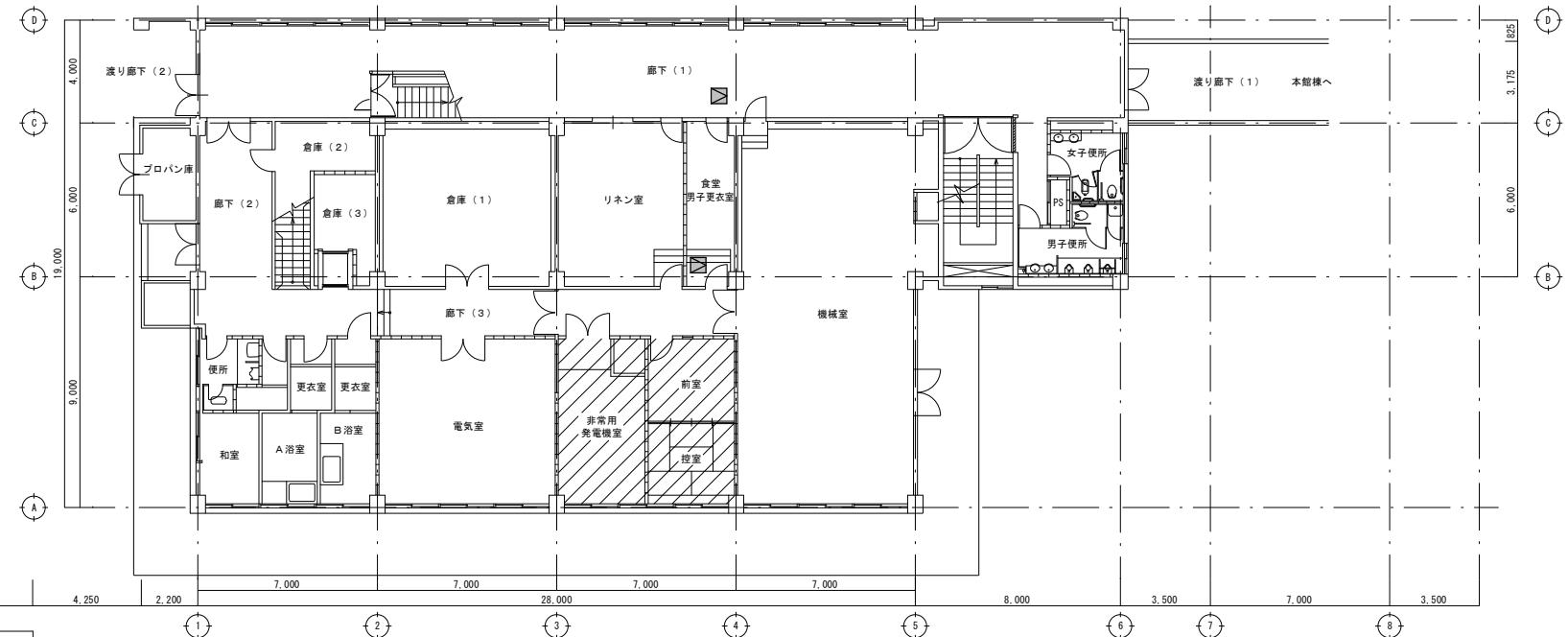




講師棟平面図

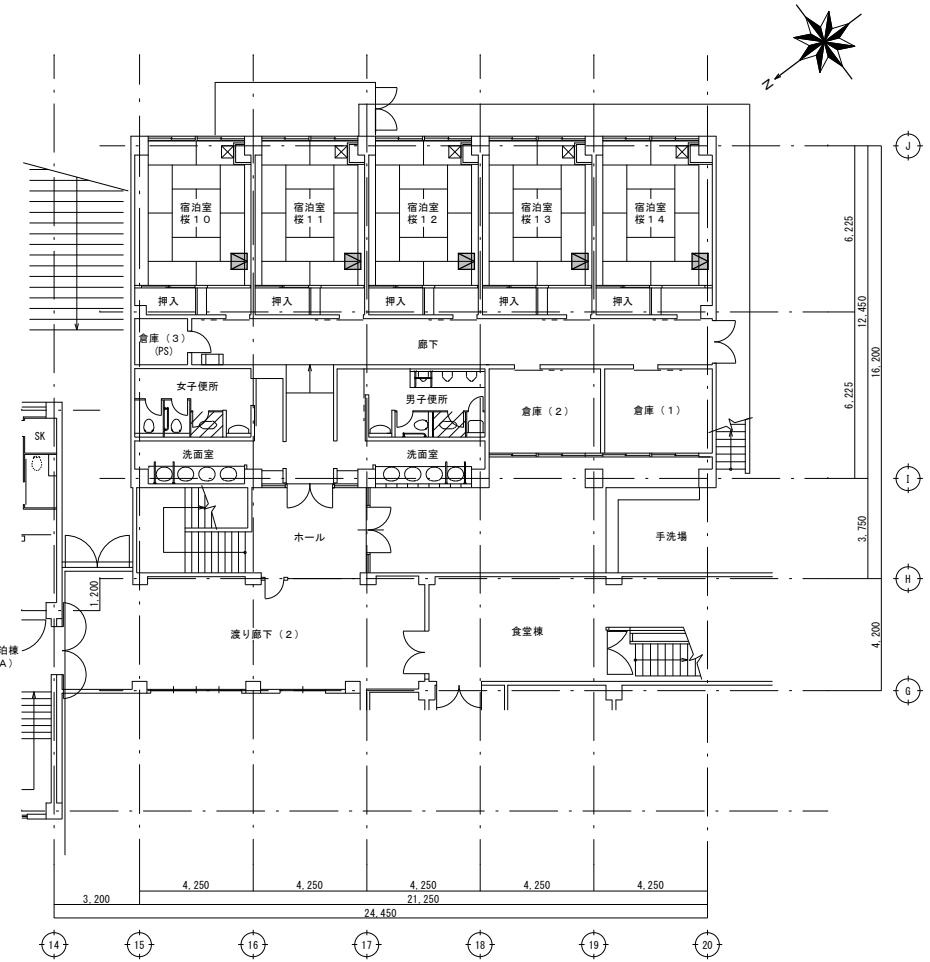
工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	談話スペース

特記事項 及 凡例	<input checked="" type="checkbox"/> アルミ製天井点検口（600角）設置	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備） 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	施設管理課長	施設管理課	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 岩木 誠也 一般建築士登録 第100765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A1 : 1/100 A3 : 1/200
						箇面名 講師棟 平面図	A-06

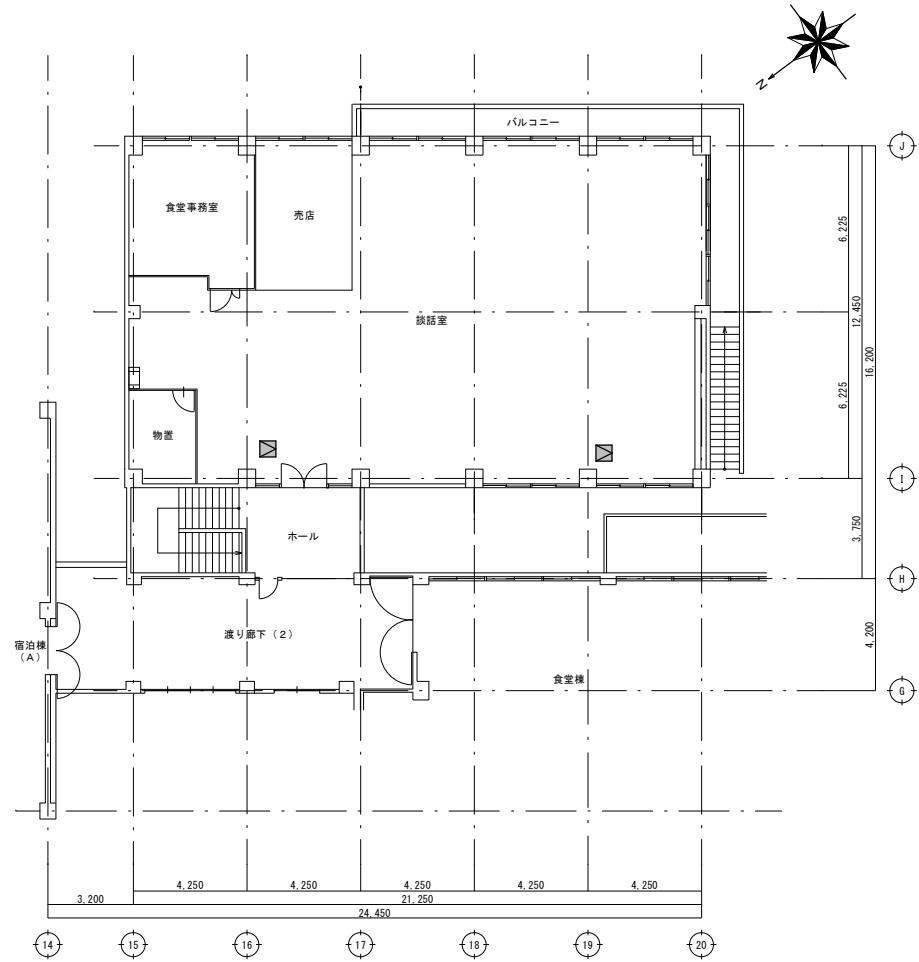


工事概要	対象室
非常用発電機室拡幅に伴う建築改修	非常用発電機室、前室、控室
天井点検口取付（非常用発電設備改修に伴う設置）	食堂男子更衣室、廊下（1）

特記事項 及 凡例	工事範囲を示す	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理課長 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	施設管理課 株式会社フタバ設計 管理建築士 長谷川 誠也 一級建築士登録 第100765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A1 : 1/100
	アルミ製天井点検口（600角）設置					A3 : 1/200



談話棟 1階平面図



談話棟 2階平面図

工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	1階：宿泊室棟 10、棟 11、棟 12、棟 13、棟 14 2階：談話室
既存和式便器の洋式便器への改修（建業のみ）	1階：男子便所、女子便所
トイレブースの部分更新	同上

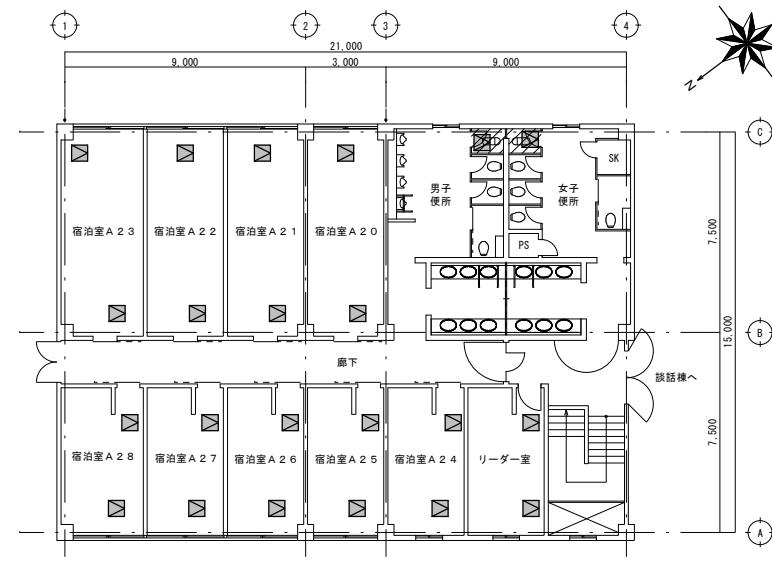
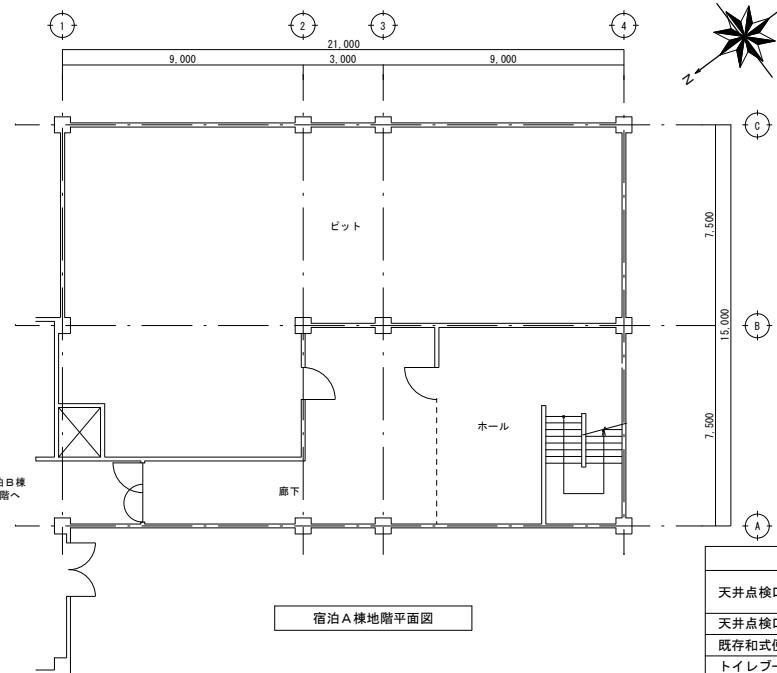
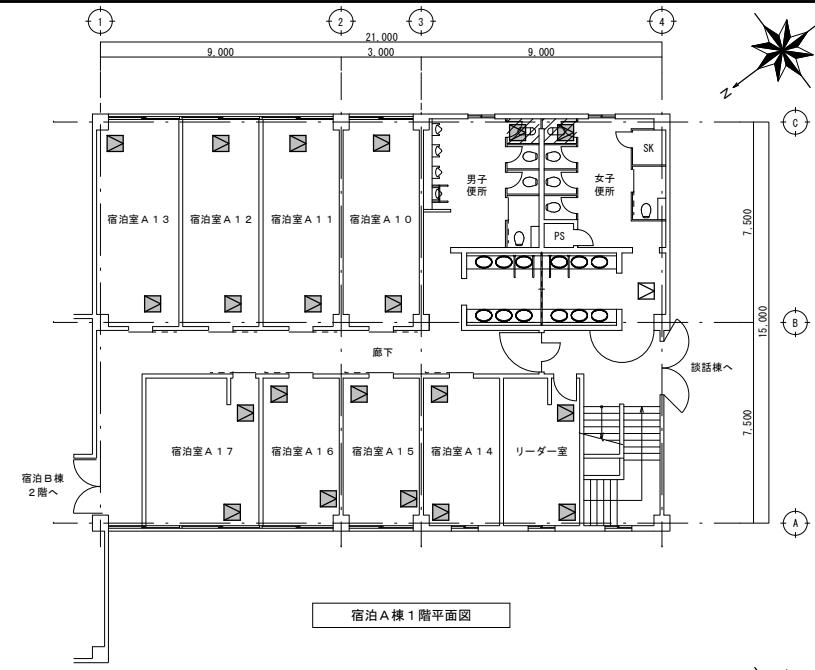
特記事項 及 凡 例	工事範囲を示す アルミ製天井点検口（60°角）設置

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）

施設管理課長 施設管理課
事務名
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

株式会社フタバ設計
管理建築士 坂本 誠也
一般建築士登録 第100765号

工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
A1 : 1/100
A3 : 1/200
画面名
談話棟 平面図
A-08



工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	1階：宿泊室A10、A11、A12、A13、A14、A15、A16、A17、リーダー室 2階：宿泊室A20、A21、A22、A23、A24、A25、A26、A27、A28、リーダー室
天井点検口取付（洋式便器への改修に伴う設置）	1階：男子便所、女子便所 2階：男子便所、女子便所
既存和式便器の洋式便器への改修（建築のみ）	同上
トイレブースの部分更新	同上

特記事項 及 凡 例	工事範囲を示す	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理長 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	施設管理者 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 菅也 一般建築士登録 第100765号	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A1 : 1/100
	アルミ製天井点検口（600角）設置					A3 : 1/200

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

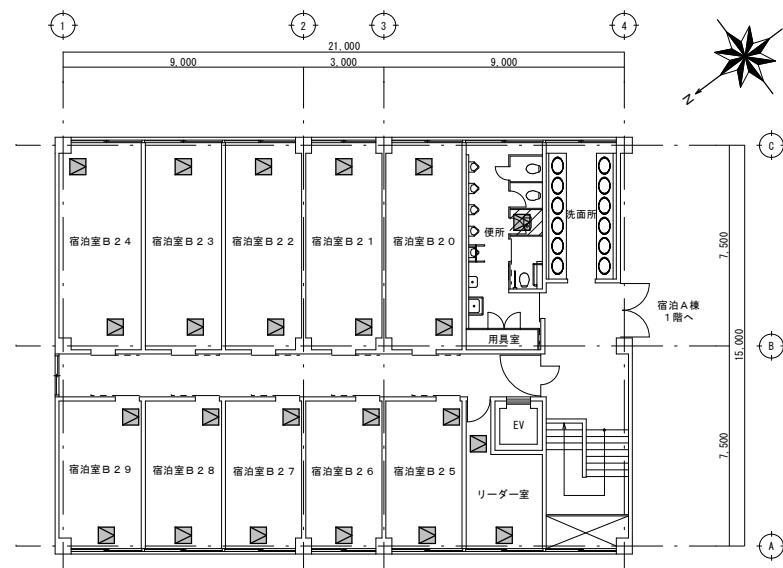
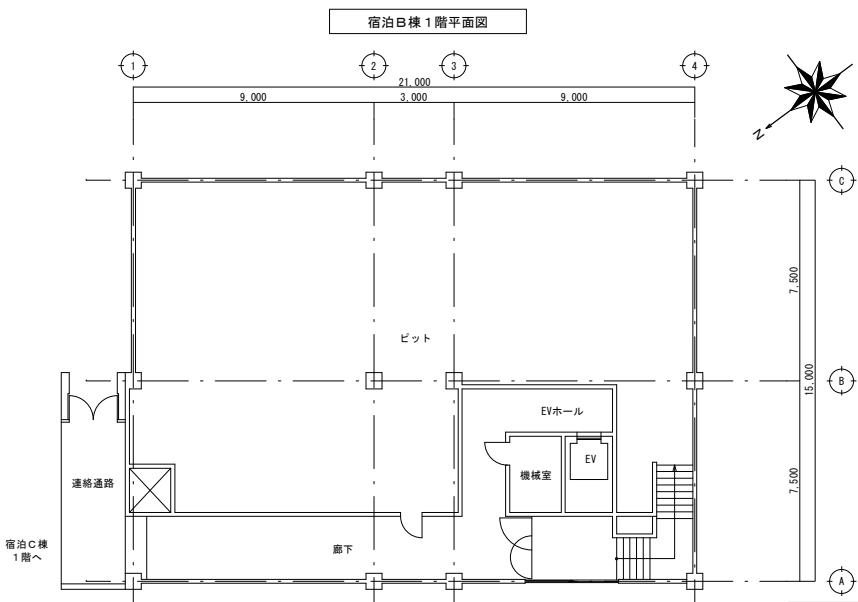
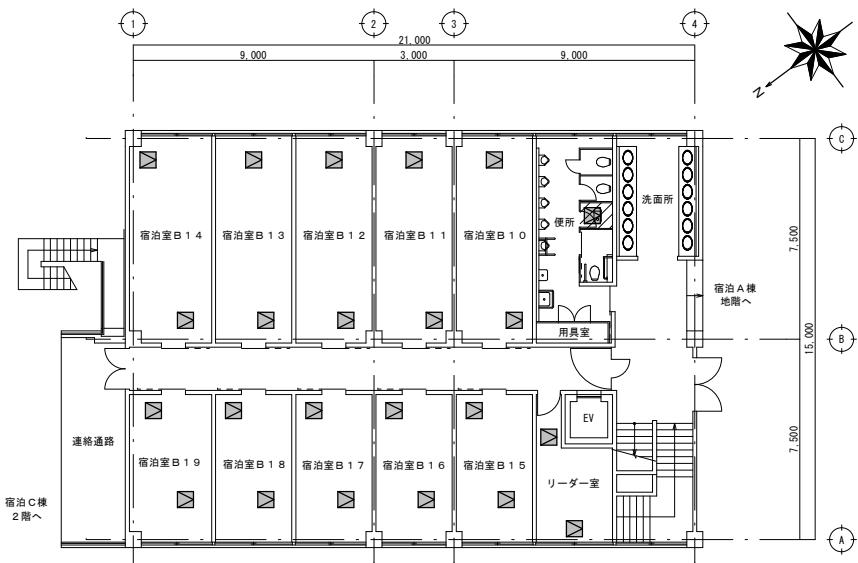
株式会社フタバ設計
管理建築士 坂本 菅也
一般建築士登録 第100765号

工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事

A1 : 1/100
A3 : 1/200

面図名
宿泊A棟 平面図

A-09

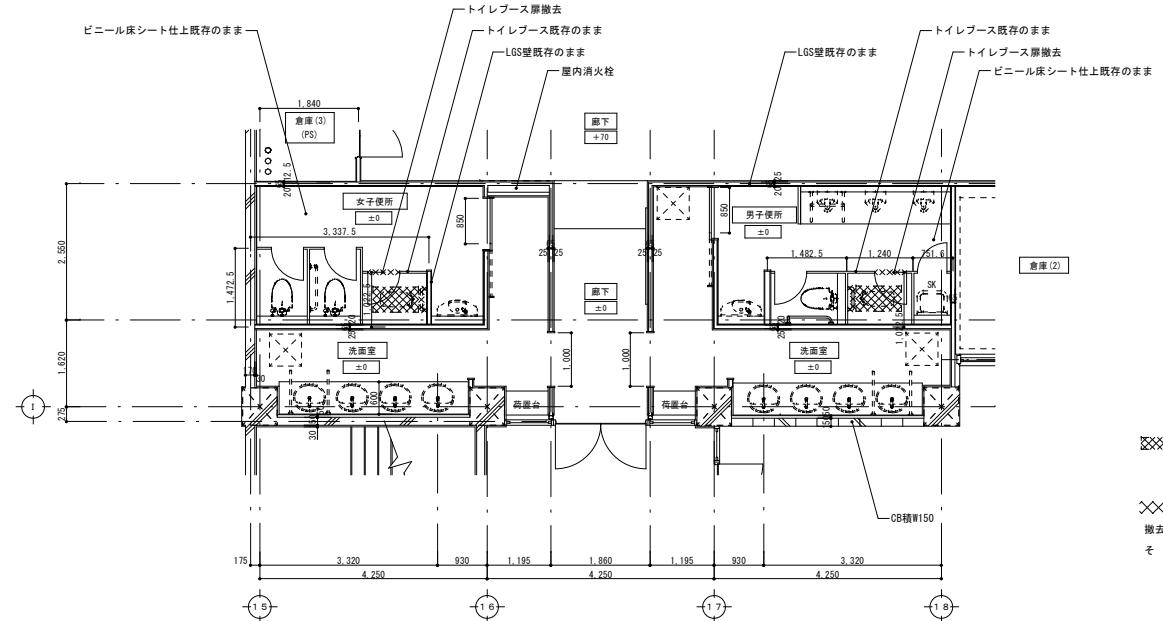


工事概要	対象室
天井点検口取付（空調設備改修に伴う設置）	1階：宿泊室B10、B11、B12、B13、B14、B15、B16、B17、B18、B19、リーダー室 2階：宿泊室B20、B21、B22、B23、B24、B25、B26、B27、B28、B29、リーダー室
天井点検口取付（洋式便器への改修に伴う設置）	1階：便所 2階：便所
既存和式便器の洋式便器への改修（建糞のみ）	同上
トイレブースの部分更新	同上

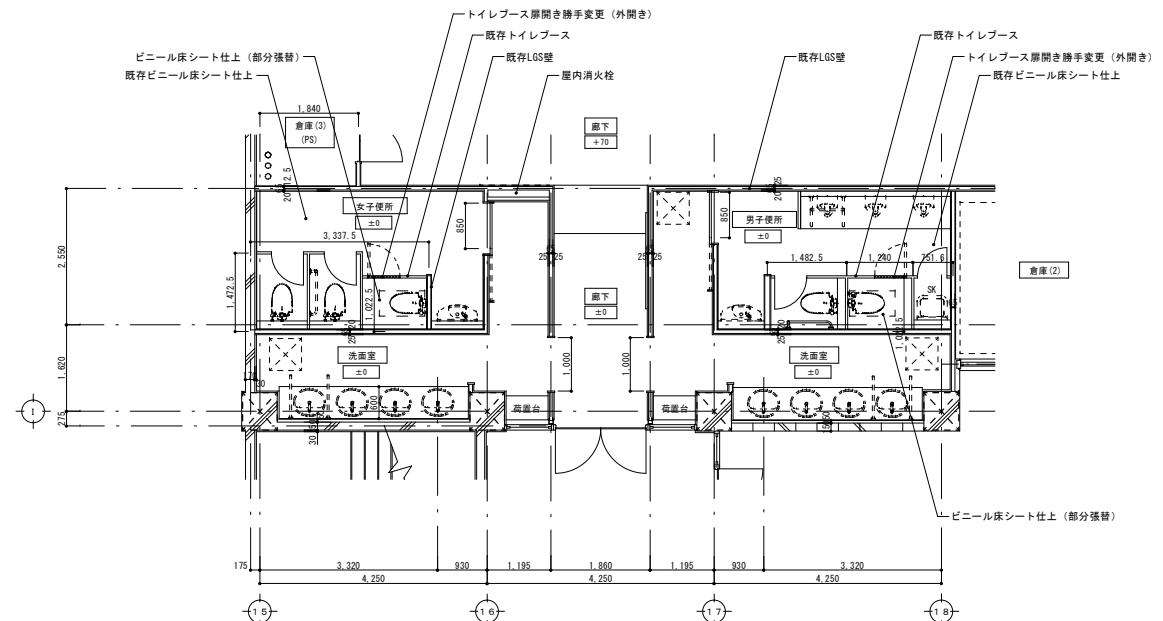
特記事項 及 凡 例	工事範囲を示す	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）	施設管理長 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	施設管理課 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 誠也 一般建築士登録 第100765号
	アルミ製天井点検口（600角）設置				

工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A1 : 1/100 A3 : 1/200
面積名 宿泊B棟 平面図	A-10

談話棟1階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）



談話棟1階便所廻り平面詳細図（改修後）

特記事項
及
凡例設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）

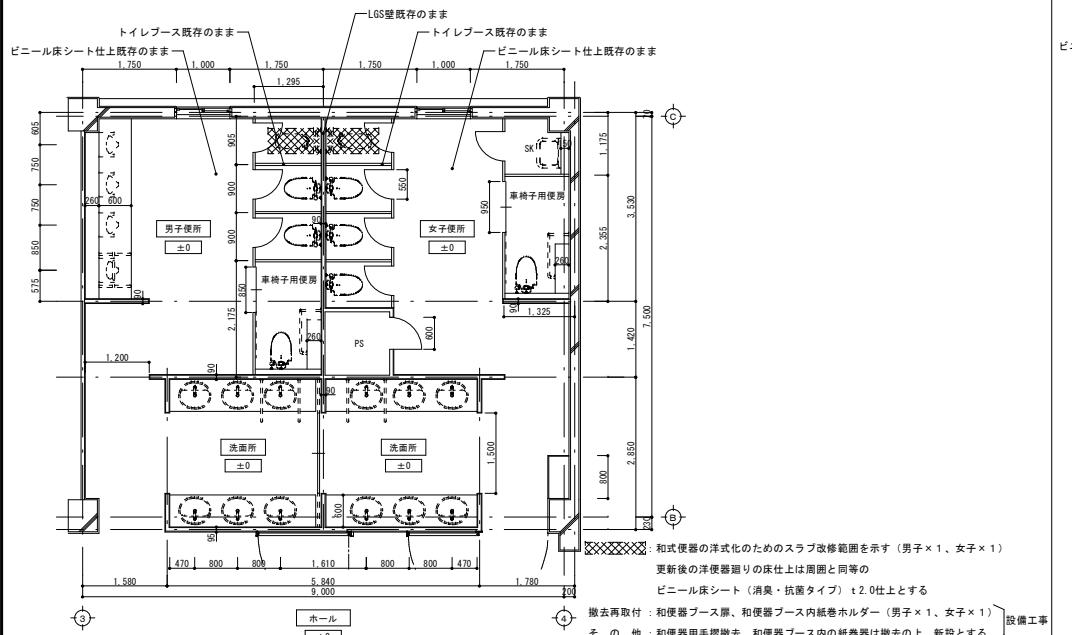
施設管理課長

施設管理課

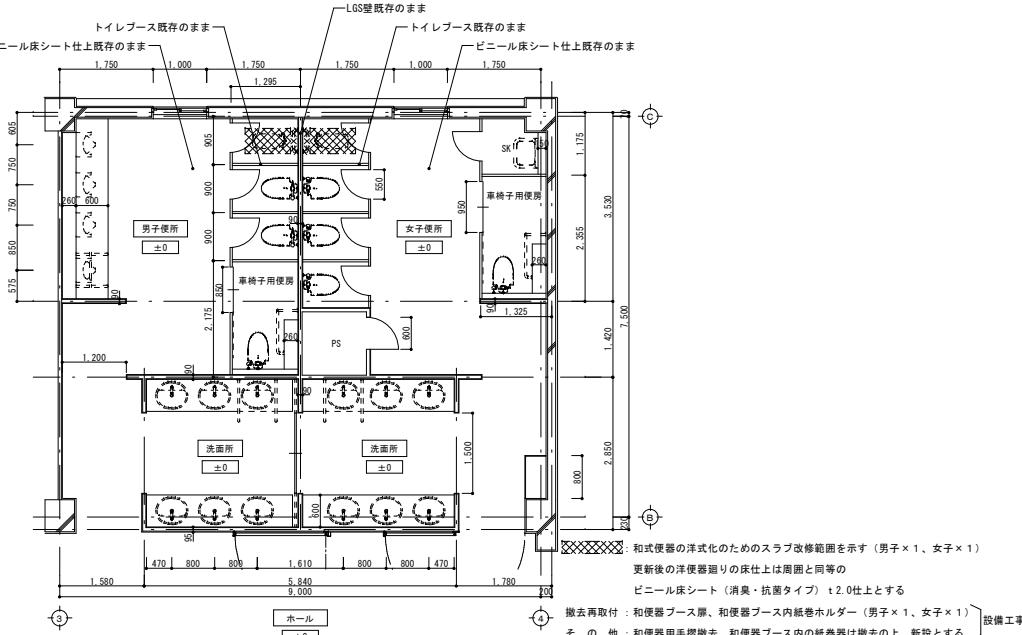
事務所名

株式会社フタバ設計
管理建築士 坂本 哲也
一般建築士登録 第100765号工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
面積名
談話棟 便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）A1 : 1/50
A3 : 1/100
A-11

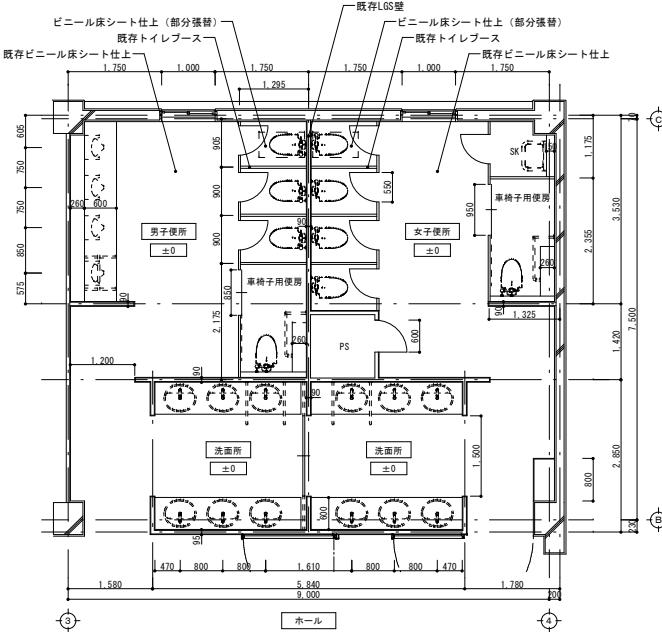
A棟1階便所廻り平面詳細図(改修前現況・撤去)



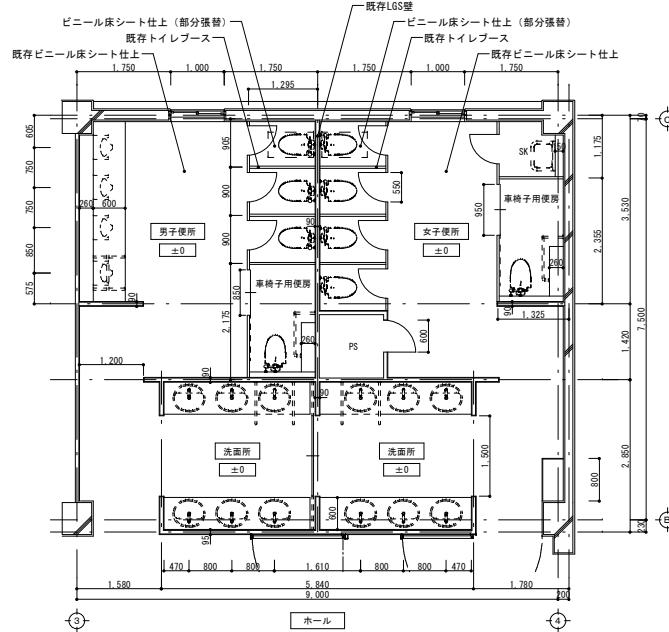
A棟2階便所廻り平面詳細図(改修前現況・撤去)



A棟1階便所廻り平面詳細図(改修後)



A棟2階便所廻り平面詳細図(改修後)

特記事項
及
凡例

・スラブ改修のための下階天井部分開口は必要最小限とし、改修後は現況同等に復旧すること。

設計業務名

国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

施設管理課長

施設管理課

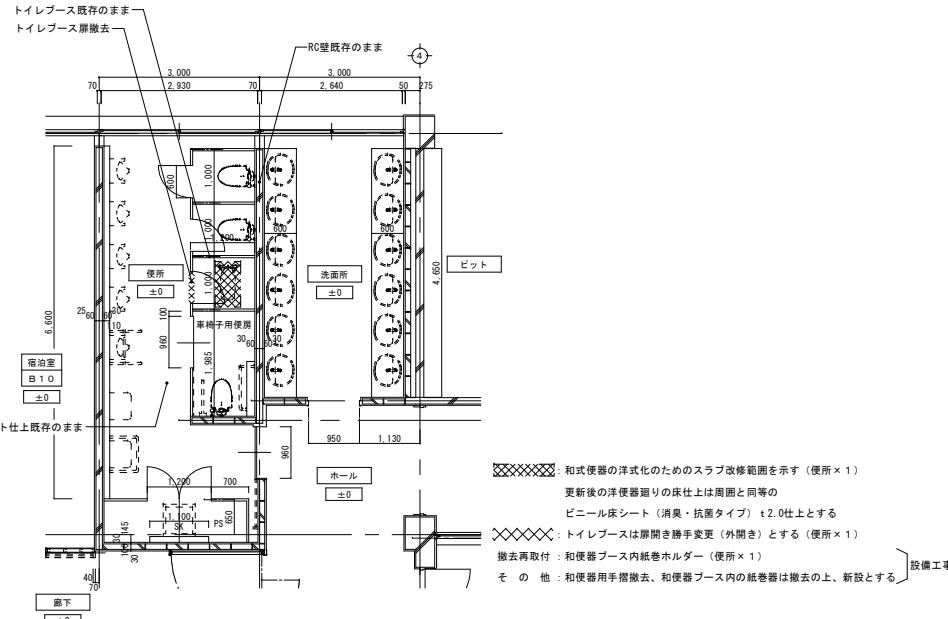
事務所名

株式会社フタバ設計
管理建築士 坂本 健也
一級建築士登録 第100765号

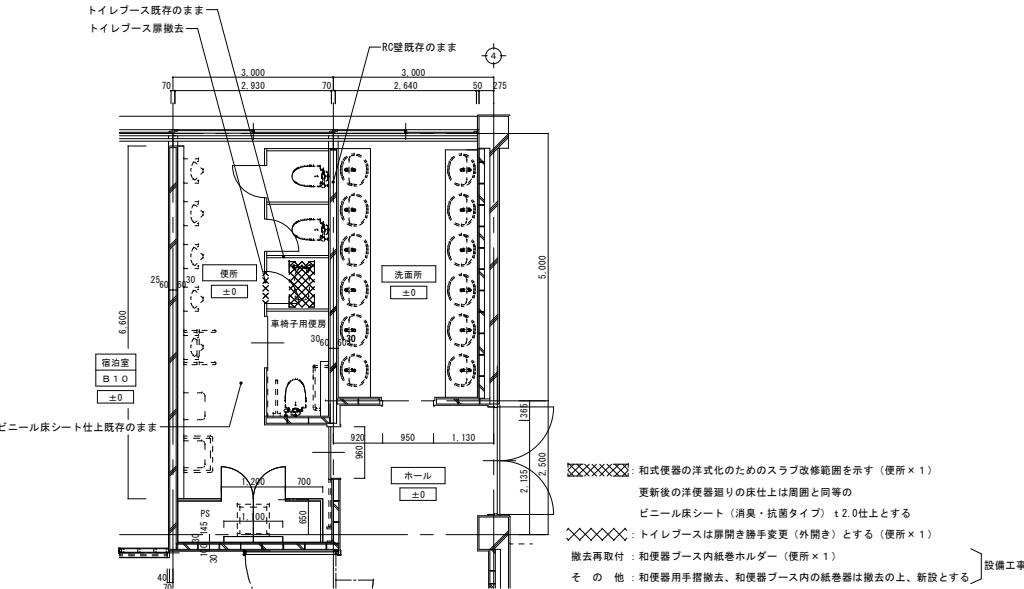
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
画面名
宿泊A棟 便所廻り平面詳細図(改修前・改修後)A1:1/50
A3:1/100
A-12

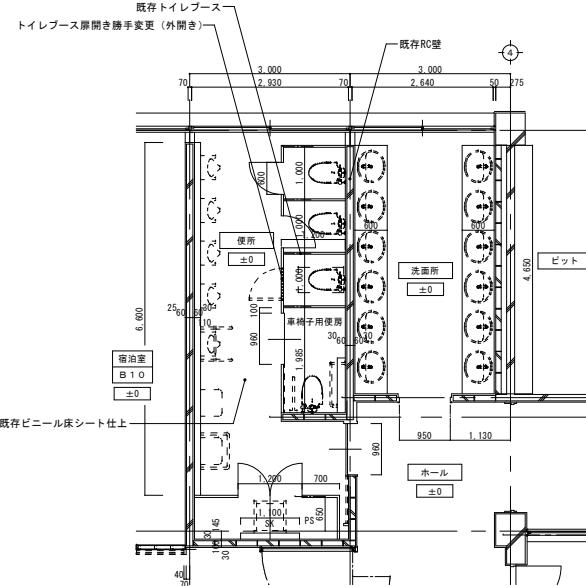
B棟1階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）



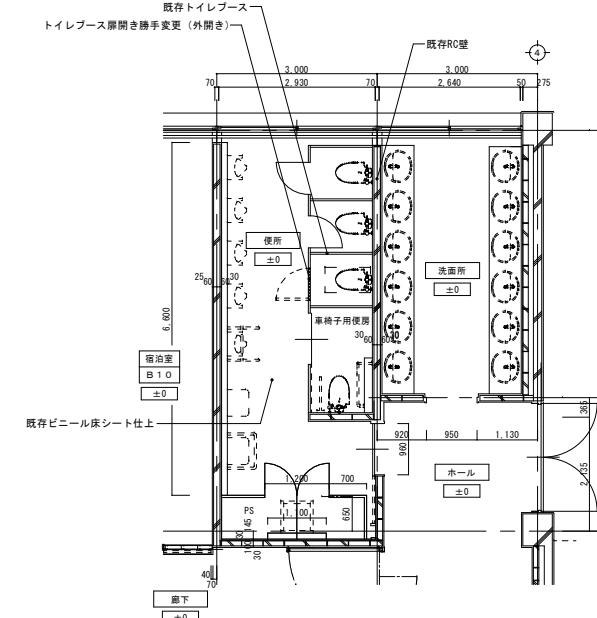
B棟2階便所廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）



B棟1階便所廻り平面詳細図（改修後）



B棟2階便所廻り平面詳細図（改修後）



特記事項及
凡例

- ・スラブ改修のための下階天井部分開口は必要最小限とし、改修後は現況同等に復旧すること。

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）

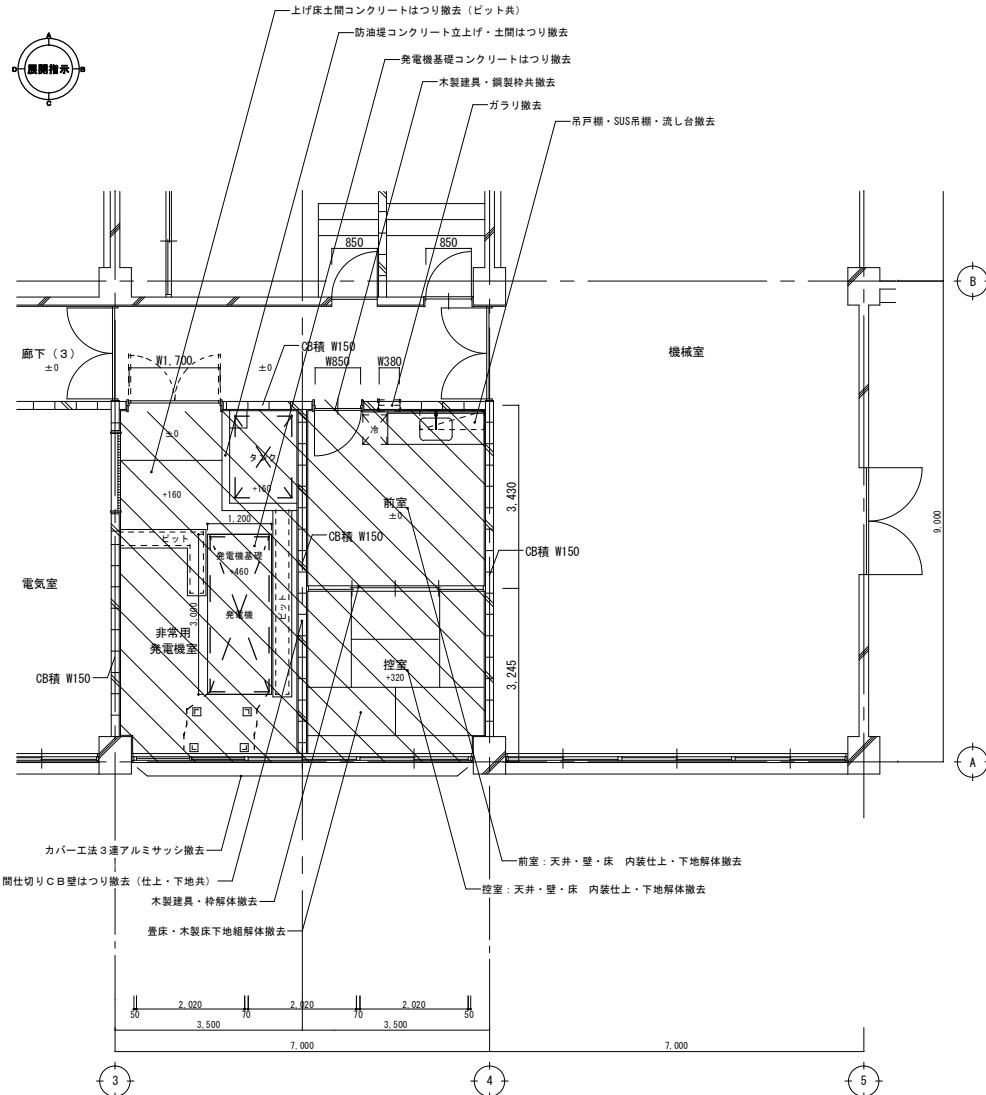
施設管理課長 施設管理課
事務所名
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

株式会社フタバ設計
管理建築士 長木 哲也
一級建築士登録 第100765号

工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
面積名
宿泊B棟 便所廻り平面詳細図（改修前・改修後）

A1:1/50
A3:1/100
A-13

食堂棟 非常用発電機室廻り平面詳細図（改修前現況・撤去）



■ 非常用発電機室 内装

床 : (下地) RC土間	(仕上) モルタルコテ押え	床 : (下地) モルタルコテ押え	(仕上) ビニール床シート	床 : (下地) 木製床組+ベニヤ±12	(仕上) タタミ(一部板間)
巾木 : (下地) 素地	巾木 : (下地) RC壁	巾木 : (下地) RC壁	(仕上) ビニール巾木	巾木 : なし	
壁 : (下地) 既存RC・既存CB	(仕上) グラスウールボード	壁 : (下地) 既存CB・既存RC	(仕上) 石膏ボード+塗装(一部タイル)	壁 : (下地) 既存CB・既存RC	(仕上) 石膏ボード+クロス
天井 : (下地) RCスラブ	(仕上) グラスウールボード	天井 : (下地) RCスラブ+木製野縫組	(仕上) ケイカル板+塗装	天井 : (下地) RCスラブ+木製野縫組	(仕上) 化粧石膏ボード+塗装

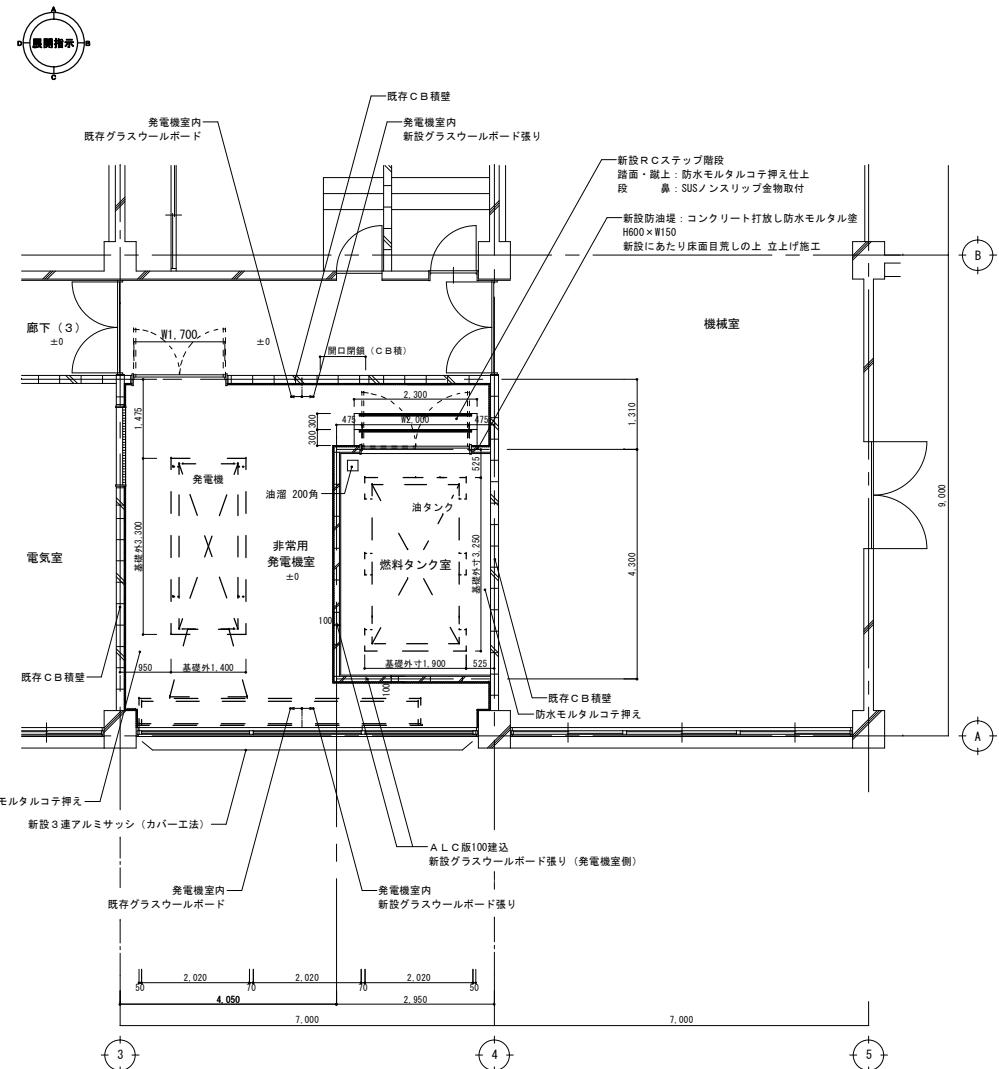
■ 前室 内装

床 : (下地) RC土間	(仕上) 防水モルタルコテ押え
巾木 : (下地) 素地	巾木 : (下地) RC壁
壁 : (下地) 既存RC・既存CB	(仕上) 防水モルタルコテ押え
天井 : (下地) RCスラブ	(仕上) 防水モルタルコテ押え

■ 横室 内装

床 : (下地) RC土間	(仕上) 防水モルタルコテ押え
巾木 : (下地) 素地	巾木 : (下地) RC壁
壁 : (下地) 既存CB・既存RC	(仕上) 防水モルタルコテ押え
天井 : (下地) RCスラブ	(仕上) 防水モルタルコテ押え

食堂棟 非常用発電機室廻り平面詳細図（改修後）



■ 非常用発電機室 室内装

床 : (下地) 既存RC土間	(仕上) 防水モルタルコテ押え	床 : (下地) 既存RC土間	(仕上) 防水モルタルコテ押え
巾木 : (下地) 既存RC	(仕上) 防水モルタルコテ押え	巾木 : (下地) 既存RC	(仕上) 防水モルタルコテ押え
壁 : (下地) 既存CB・既存ALC	(仕上) 既存CB・既存ALC	壁 : (下地) 既存CB・既存ALC	(仕上) 素地
天井 : (下地) 既存RCスラブ	(仕上) 既存RCスラブ	天井 : (下地) 既存RCスラブ	(仕上) 素地

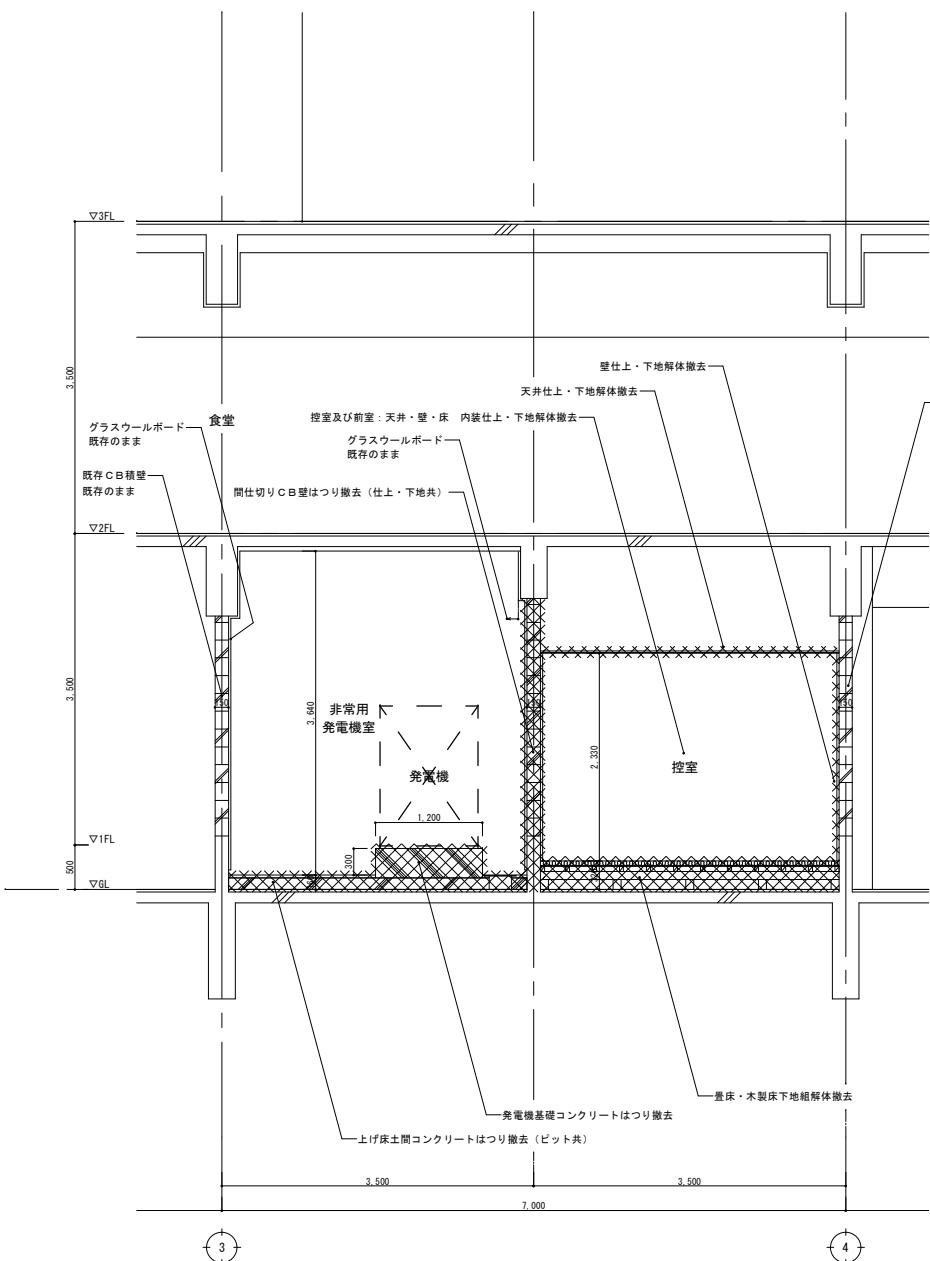
■ 燃料タンク室 室内装

床 : (下地) 既存RCスラブ	(仕上) 化粧石膏ボード張り	床 : (下地) 既存RCスラブ	(仕上) 化粧石膏ボード張り
巾木 : (下地) 既存RC	(仕上) 化粧石膏ボード張り	巾木 : (下地) 既存RC	(仕上) 化粧石膏ボード張り
壁 : (下地) 既存CB・既存ALC	(仕上) 既存CB・既存ALC	壁 : (下地) 既存CB・既存ALC	(仕上) 素地

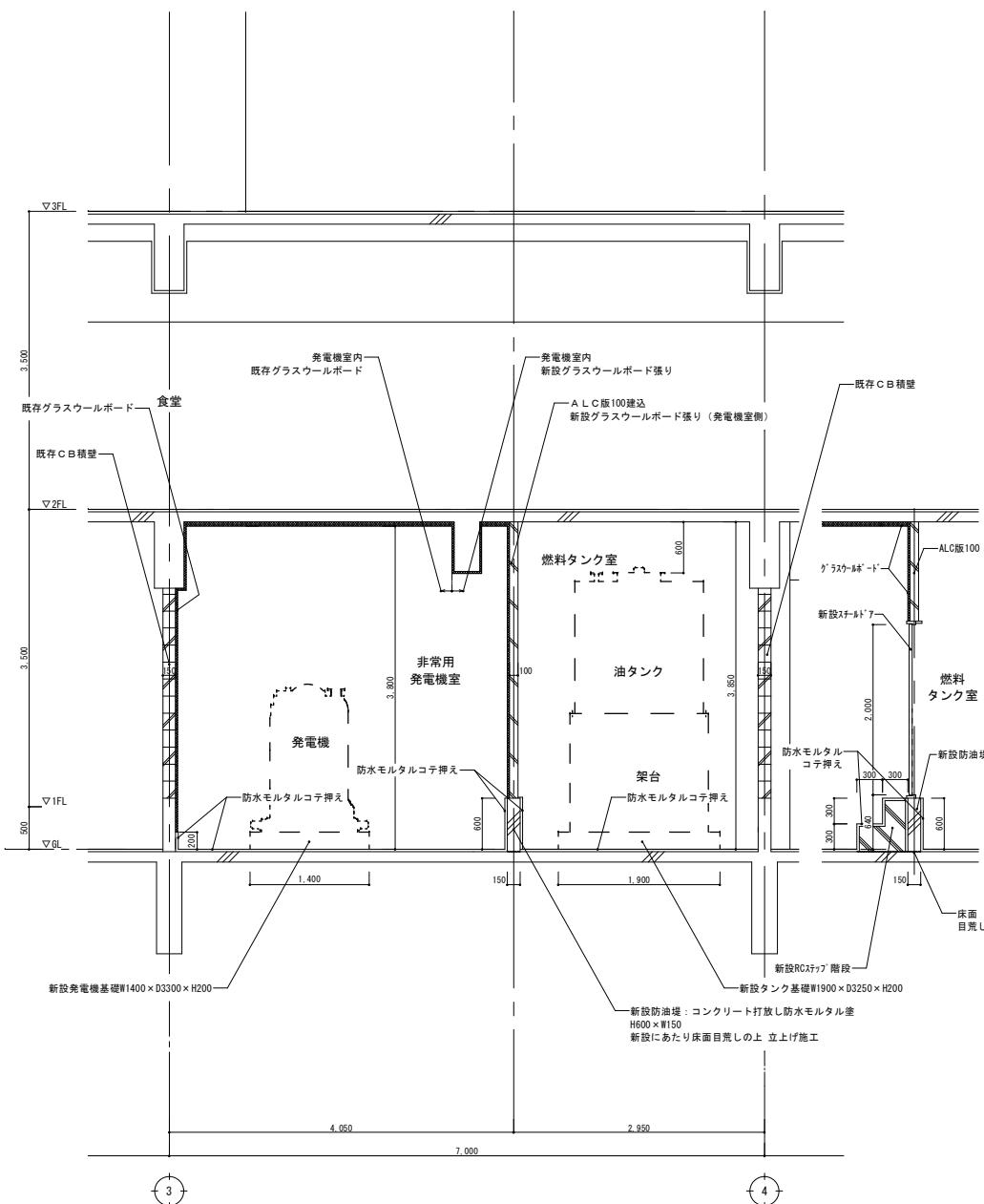
特記事項
及
凡 例

設計業務名	施設管理課長	施設管理課	事務所名	工事名	A1 : 1/50
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）			株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 勝也 一般建築士登録 第100765号	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事	A3 : 1/100
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構	食堂棟 非常用発電機室廻り平面詳細図（改修前・改修後）	A-14

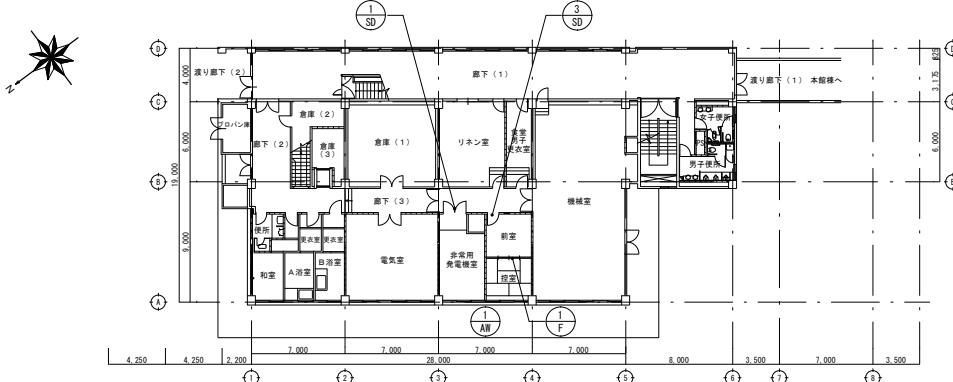
食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修前現況・撤去）



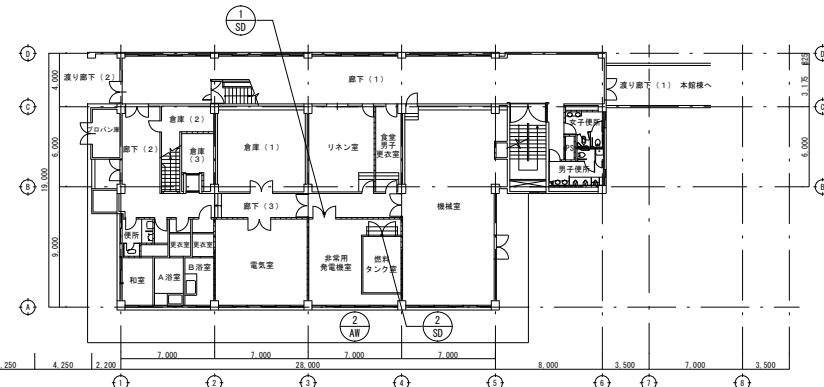
食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修後）

特記事項
及
凡例設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）施設管理課長
施設管理課
事務所名株式会社フタバ設計
管理建築士 岩本 菅也
一級建築士登録 第100765号
独立行政法人 国立青少年教育振興機構工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
面図名
食堂棟 非常用発電機室廻り矩計図（改修前・改修後）A1 : 1/30
A3 : 1/60
A-15

改修前



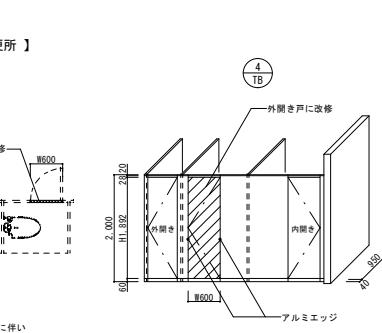
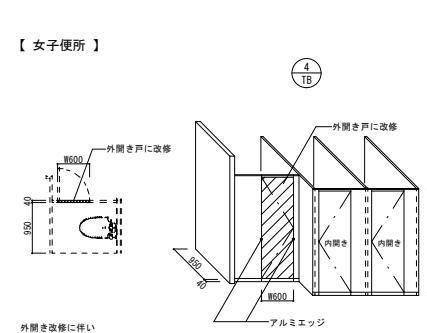
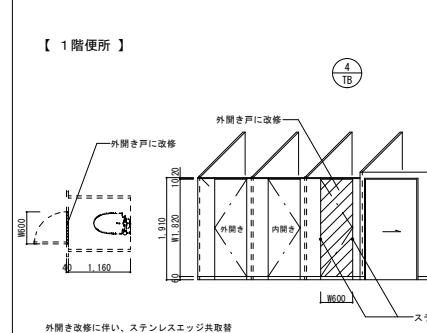
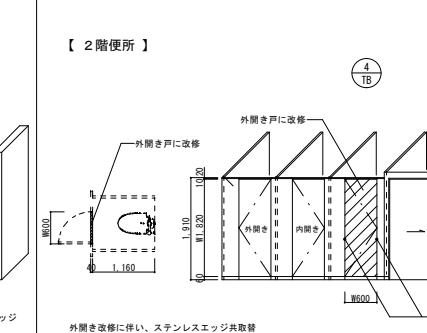
改修後



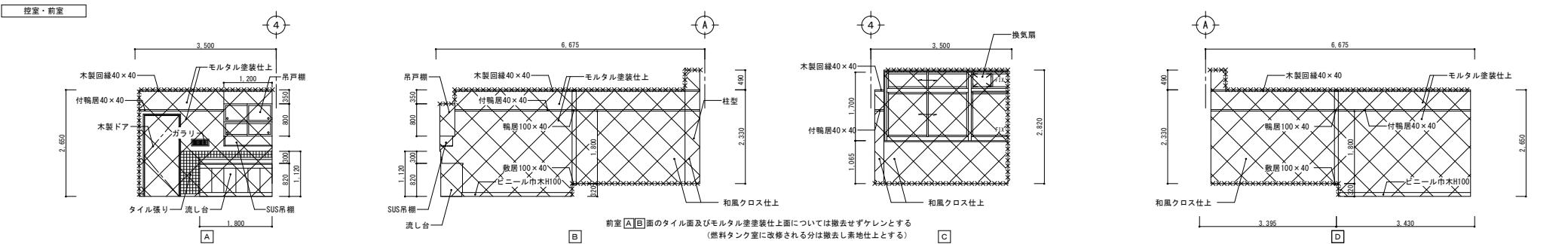
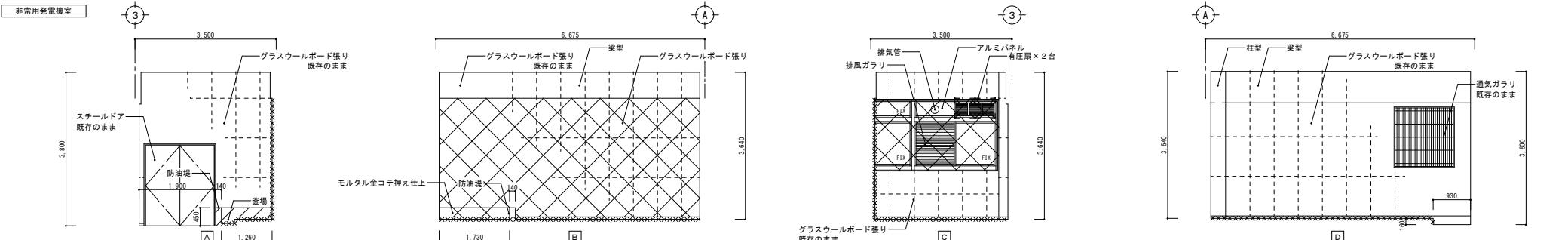
講堂・食堂棟 1階建具配置図 1/200

講堂・食堂棟 1階建具配置図 1/200

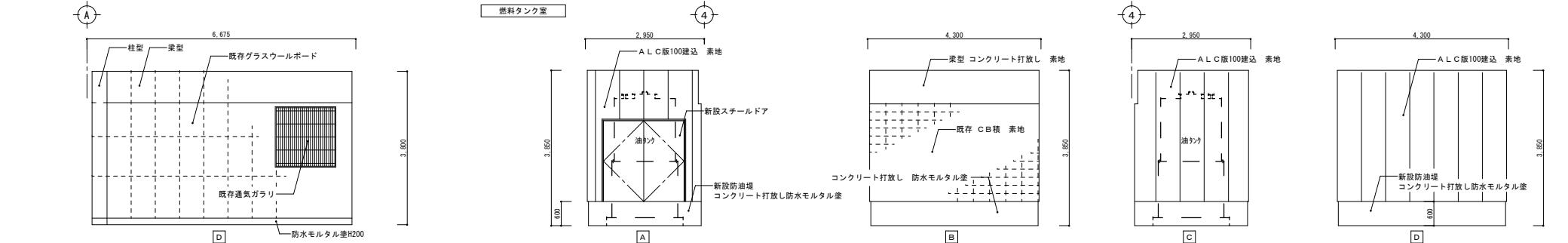
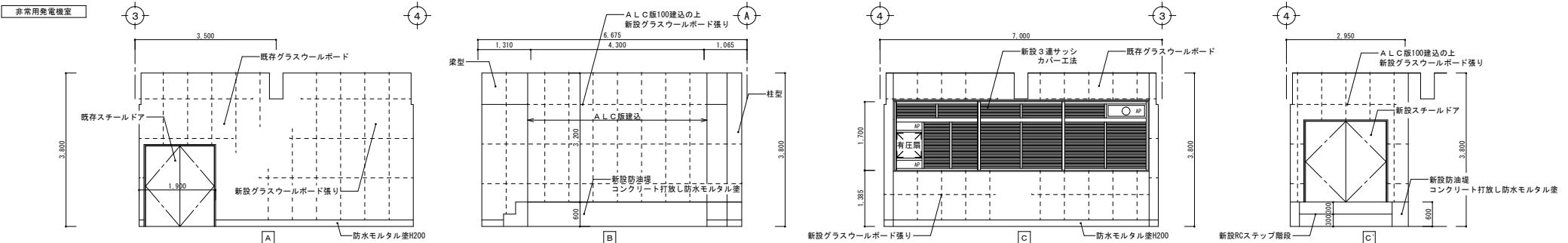
符 号	既存のまま	新設	撤去	撤去	
型 式					
室 名・構 造	非常用発電機室 スチール製両引きフラッシュドア	燃料タンク室 スチール製両開きドア	特定防火設備	特定防火設備	
金 物	スチール枠、SUST番、フランス落し、ドアクローザー、シリンドラ-箱組	SUST番、レバーハンドル組、フランス落し、音響(SUS)、ドアクローザー、閉鎖順位調整器、アルミ額縁	スチール枠、SUST番、ドアクローザー、シリンドラ-箱組	スチール枠、SUST番、ドアクローザー、シリンドラ-箱組	
仕 上・硝 子	塗装仕上	SOP塗	塗装仕上	フスマ紙	
数 量・見 込	1か所 100mm	1か所 100mm	1か所 100mm	1か所 22mm	
符 号	撤去	新設			
型 式					
室 名・構 造	非常用発電機室・控室 アルミ製3連サッシ(カバー工法)	非常用発電機室 アルミ製ガラリサッシ(カバー工法、シーリング仕戸、既存枠防錆塗装共)			
金 物	アングル4方、クレセント、方立、無目	アングル4方、方立、無目、アルミ額縁、内外額縁、水切、ガラリ部網戸(ガラス繊維)			
仕 上・硝 子	FW t=6.8	アルミ板 t=3.0、ガラリ(開口率50%)			
数 量・見 込	1か所 70mm	1か所 70mm			
特記事項 及 凡 例	ガラス記号 F : 透明ガラス PW : 網入り透明ガラス FW : 網入り型ガラス	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課 事務所名 株式会社フタバ設計 管理建築士 坂本 哲也 一級建築士登録 第100765号 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事 面積名 講堂・食堂棟 建具配置図・建具表(改修前・改修後)	A1 : 1/200, 50 A3 : 1/400, 100 A-16

型式				
仕様				
型式	<p>談話棟1階便所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【男子便所】</p>  <p>外開き戸に改修 外開き改修に併い 笠木戸当り、アルミエッジ共取替</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【女子便所】</p>  <p>外開き戸に改修 外開き改修に併い 笠木戸当り、アルミエッジ共取替</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【1階便所】</p>  <p>外開き戸に改修 外開き改修に併い、ステンレスエッジ共取替</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【2階便所】</p>  <p>外開き戸に改修 外開き改修に併い、ステンレスエッジ共取替</p> </div> </div>			
特記事項及 凡例	<p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務（建築・設備）</p> <p>施設管理課長 事務名 株式会社フタバ設計 管理建築士 岩本 貴也 一般建築士登録 第100765号</p> <p>独立行政法人 国立青少年教育振興機構</p>			
	<p>工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事</p> <p>面図名 トイレブース詳細図（改修後）</p>			

食堂棟 非常用発電機室廻り展開図 (改修前現況・撤去)



食堂棟 非常用発電機室廻り展開図 (改修後)



特記事項
及
凡 例

XXXXX 撤去部分を示す

設計業務名

国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務 (建築・設備)

施設管理課長

施設管理課

事務所名

株式会社フタバ設計
管理建築士 岩本 肇也
一般建築士登録 第100765号

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

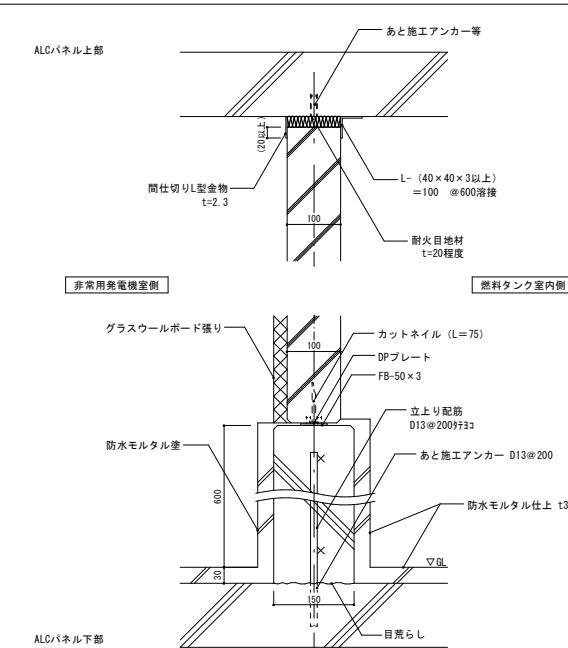
工事名
国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
面積名
食堂棟 非常用発電機室廻り展開図 (改修前・改修後)

A1 : 1/50

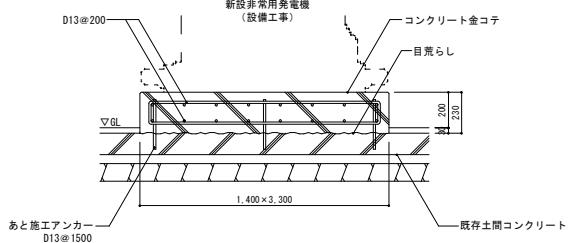
A3 : 1/100

A-18

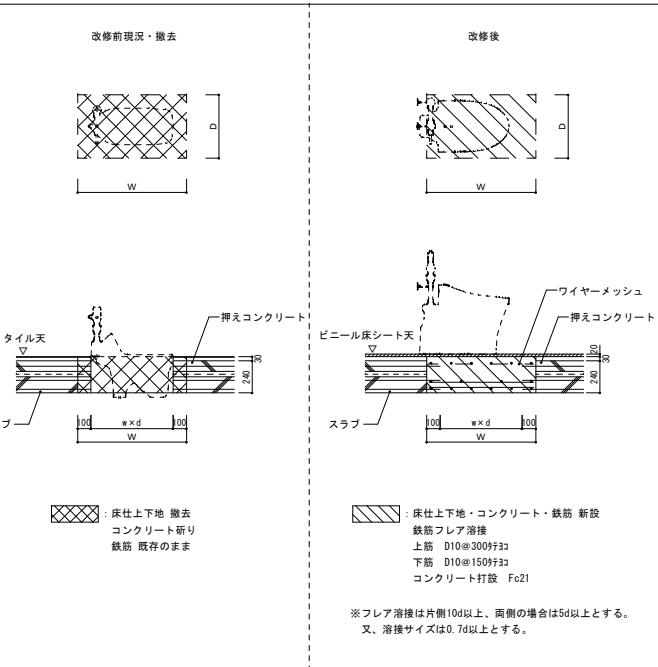
食堂棟 非常用発電機室ALCパネル取付及び防油塗詳細図 S=1/5



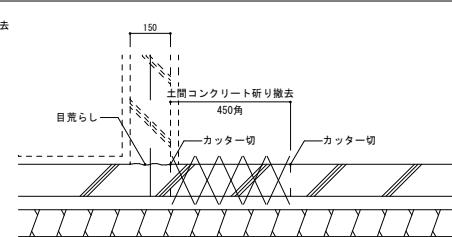
食堂棟 非常用発電機室基礎詳細図 S=1/15



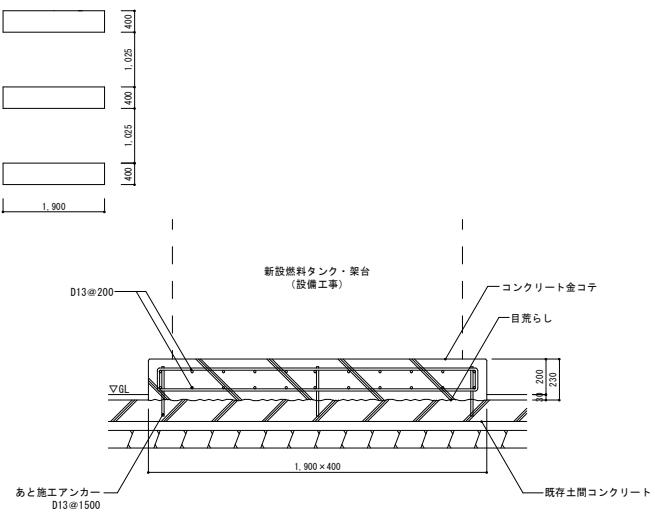
本館棟 便所便器更新スラブ改修 S=1/20



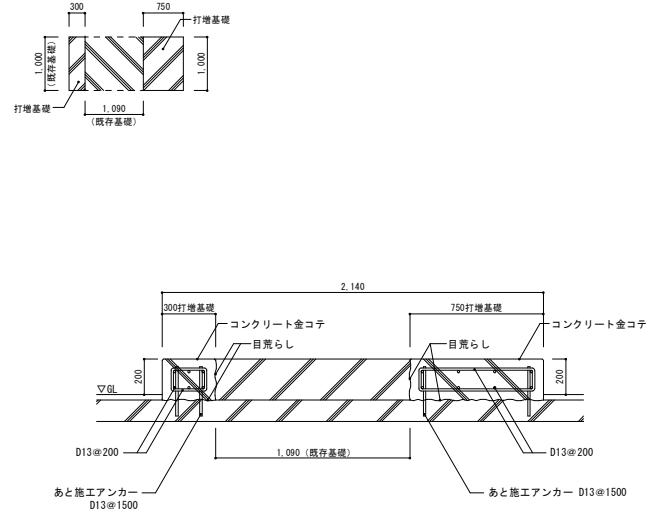
食堂棟 燃料タンク室油灌詳細図 S=1/10



食堂棟 燃料タンク室タンク基礎詳細図 S=1/15



浴室棟 ポイラー基礎詳細図(打増) S=1/15

特記事項
及
凡 例

あと施工アンカー (異形鉄筋40dアンカータイプ)

設計業務名

国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務 (建築・設備)

施設管理課長

施設管理課

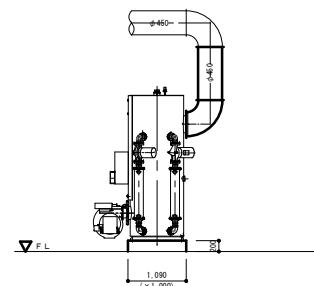
事務所名

株式会社フタバ設計
管理建築士 岩木 菅也
一般建築士登録 第100765号

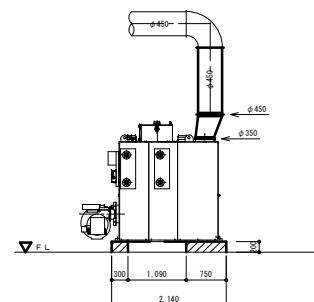
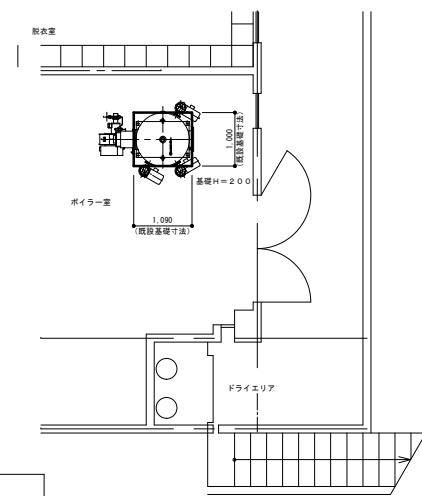
工事名

国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事
A1:1/5, 10, 15, 20
A3:1/10, 20, 30, 40箇面名
部分詳細図

A-19



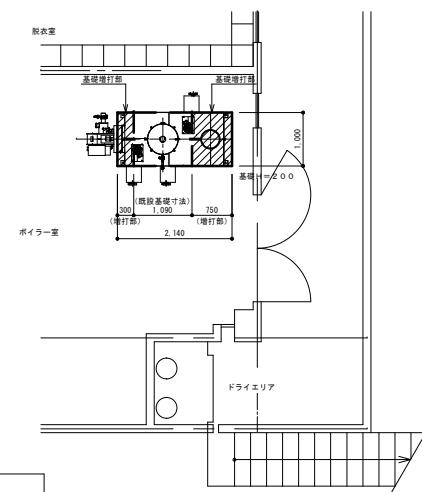
【改修前】
浴室棟1階平面図



注記1) コンクリート基礎増打工事は本工事とする
浴室棟1階平面図



【改修後】
浴室棟1階平面図



工事名称：国立淡路青少年交流の家 非常用発電機室他改修工事

参考数量表

国立青少年教育振興機構

(科目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金 額	備 考
I 宿泊室天井改修工事					
1 直接仮設工事		1	式		
2 内装改修工事		1	式		
計					
II 非常用発電機室改修工事					
1 直接仮設工事		1	式		
2 コンクリート工事		1	式		
3 建具改修工事		1	式		
4 内装改修工事		1	式		
5 解体撤去工事		1	式		
計					

(科目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金 額	備 考
III 宿泊室他トイレ改修工事					
1 直接仮設工事		1	式		
2 建具改修工事		1	式		
3 解体撤去工事		1	式		
4 内装改修工事		1	式		
計					
IV ボイラー室基礎増設工事					
1 ボイラー基礎工事		1	式		
計					

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I 宿泊室天井改修工事						
1 直接仮設工事						
内部仕上足場	脚立足場 (H=4m以下)	98.0	m2			
養生	内部	98.0	m2			
整理清掃後片付け		98.0	m2			
仮設材運搬		1	式			
小計						
2 内装改修工事						
天井点検口設置	アルミ 600x600	98	箇所			
小計						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅱ 非常用発電機室改修工事						
1 直接仮設工事						
墨出し	内部	46.5	m2			
養生	内部	46.5	m2			
整理清掃後片付け	内部	46.5	m2			
内部仕上足場	脚立足場 (H=4m以下)	46.5	m2			
仮設材運搬	4t車	1	式			
小計						
2 コンクリート工事						
異形鉄筋	SD295A (D10)	5.0	kg			
異形鉄筋	SD295A (D13)	306.0	kg			
鉄筋加工組立		299.0	kg			
鉄筋運搬費	4t車	1	式			
スクラップ控除		▲ 8.4	kg			

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
普通型枠合板		20.7	m2			
型枠運搬費	4t車	1	式			
基礎コンクリート	Fc21 スランプ15	3.1	m3			
コンクリート打設手間	人力	3.1	m3			
コンクリート面直均し	金ごて	1	式			
あと施工アンカー取付	D13 異形鉄筋40d、アンカータイプ	90	箇所			
目荒らし	床、側面	8.6	m2			
ALC壁間仕切り建込	t100、取付金物を含む。	29.3	m2			
小計						
3 建具改修工事						
アルミ建具新設	AW-2 (カバー工法、取付共) AW-1 撤去共	1	式			
鋼製建具新設	SD-2 (塗装共、取付共)	1	式			
小計						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
4 内装改修工事						
床防水モルタル押え		34.6	m2			
幅木防水モルタル塗り	階段共	18.3	m2			
壁グラスウールボード張り	t25 梁共	63.3	m2			
天井グラスウールボード張り	t50	24.5	m2			
コンクリートブロック開口塞ぎ	CB150	1.7	m2			
ステンレスノンスリップ	CB150	4.4	m			
木製額縁	ゴム入り	5.5	m			
小計						
5 解体撤去工事						
コンクリート構造物はつり撤去		4.7	m3			
CB 間仕切壁解体撤去		2.5	m3			
床木製下地組材撤去		10.7	m2			
床板下地材撤去	板間共	10.7	m2			

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床モルタル下地材撤去		43.6	m2			
畳敷仕上材撤去	6畠	1	式			
ビニール床シート床仕上材撤去		11.1	m2			
ビニール巾木仕上材撤去	H100	9.2	m			
壁ボード下地材撤去		18.7	m2			
壁モルタル下地材撤去		14.5	m2			
壁モルタル・タイル面下地材ケレン		10.1	m2			
壁クロス仕上材撤去		18.7	m2			
壁グラスウールボード仕上材撤去		21.1	m2			
天井木製下地組材撤去		21.7	m2			
天井ボード仕上材撤去		10.3	m2			
天井ケイカル板仕上材撤去		11.2	m2			
壁天井木材仕上材撤去	内装仕上木材	68.8	m			
流し台吊戸棚撤去		1	式			
鋼製建具撤去	SD-3、F-1	1	式			

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(積込)						
発生材積込み	コンクリート類	9.0	m3			
発生材積込み	ポート・木材類	4.2	m3			
(収集運搬)						
発生材運搬	コンクリート類	9.0	m3			
発生材運搬	木材類	3.8	m3			
発生材運搬	石膏ポート類	0.4	m3			
(処分費)						
発生材処分	コンクリート(有筋)	18.1	t			
発生材処分	コンクリート(無筋)	3.6	t			
発生材処分	木材類	0.6	t			
発生材処分	畳	6	枚			
発生材処分	石こうボード	0.4	t			
小計						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
III 宿泊室他トイレ改修工事						
1 直接仮設工事						
養生	内部	40.0	m2			
整理清掃後片付け	内部	40.0	m2			
小計						
2 建具改修工事						
更新トイレブース TB-4	談話棟、宿泊B棟、計4箇所分	1	式			
既存トイレブース扉撤去		86.6	m2			
小計						
3 解体撤去工事						
スラブ撤去・復旧		8	箇所			
天井仕上材部分復旧	石こうボード	8	m2			
小計						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
4 内装改修工事						
(積込)						
発生材積込み	コンクリート類	1.5	m3			
発生材積込み	ボード・木材類	3.6	m3			
(收集運搬)						
発生材運搬	コンクリート類	9.0	m3			
発生材運搬	木材類	3.8	m3			
発生材運搬	石膏ボード類	0.4	m3			
(処分費)						
発生材処分	木材類	0.6	t			
発生材処分	コンクリート(有筋)	18.1	t			
小計						

(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
IV ボイラー室基礎増設工事						
1 ボイラー基礎工事						
モルタルカッター入れ		4.1	m			
床モルタル撤去		1	式			
目荒し	床、側面	1.5	m2			
異形鉄筋 D13	SD295A 加工組立共、運搬共	41.6	kg			
普通合板型枠	基礎部	0.8	m2			
型枠運搬費	4t車	1	式			
普通コンクリート	Fc21 スランプ15	0.2	m3			
コンクリート打設手間	人力打設、基礎部	1	式			
コンクリート面直均し	金ごて	1	式			
あと施アンカー	D13 接着系アンカー、異形棒鋼タイプ	15	本			
小計						